町屋駅・区役所周辺地区
バリアフリー基本構想

荒 川 区

平成２３年３月

目　　次

第１章　バリアフリー基本構想の策定にあたって １
　１ はじめに １
　２ 本基本構想の位置付け ２
　３ 荒川区バリアフリー基本構想（全体構想） ３
　４ バリアフリー新法の概要 ６

第２章　町屋駅・区役所周辺地区の概況 ８
　１ 町屋駅・区役所周辺地区の概況 ８
　２ 地区住民アンケート調査 １８
　３ 町屋駅・区役所周辺地区の特性 １９

第３章　本基本構想の策定体制と流れ ２０
　１ 本基本構想の策定体制 ２０
　２ 本基本構想の策定の流れ ２１

第４章　町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想 ２２
　１ 地区の基本的指針 ２２
　２ バリアフリー化の整備方針 ２３
　３ 生活関連施設と生活関連経路 ２４
　４ ワークショップによるまち歩き点検 ３０
　５ 特定事業計画 ３４
　６ バリアフリーにおける区民の取組 ４８
　７ 心のバリアフリーの取組 ５０

第５章　バリアフリー基本構想の実現に向けて ５２
　１ 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進 ５２
　２ 積極的な区民参加の実現 ５２
　３ 協議会による継続的なモニタリング ５３
　４ 今後の展開 ５４

＜参考資料＞ ５５
　１　バリアフリー新法の法文 ５５
　２　移動等円滑化の促進に関する基本方針 ７９
　３　用語解説 ９１

第１章　バリアフリー基本構想の策定に当たって

１ はじめに

（１）策定の背景

我が国では、本格的な超高齢社会を迎える中、ノーマライゼーションの理念に基づく街づくりの一環として、特定建築物について「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律」（平成６年度施行、以下「ハートビル法」という。）を施行し、建物や施設等のバリアフリー化を推進してきました。さらに、旅客施設を中心とした移動空間のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年度施行、以下「交通バリアフリー法」という。）の施行により、公共交通事業者や道路管理者等が連携してバリアフリー化を推進するための基本構想を策定できることとなりました。

平成 18 年 12 月には、より一層のバリアフリー化に向け、両法を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行され、バリアフリー施策のより一体的・総合的な推進を図ることができるようになりました。

こうした背景の中、荒川区では、これからの街づくりにおいてバリアフリー化は極めて重要との考えに基づき、平成 22 年３月に荒川区全域を対象とした「荒川区バリアフリー基本構想」（以下「全体構想」という。）を策定し、バリアフリー新法に基づいた総合的なバリアフリーのまちづくりに着手しました。なお、全体構想では、区内の中で重点的にバリアフリー化を進める地区として「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」、「熊野前駅周辺地区」の４地区を重点整備地区として設定しました。

（２）策定の目的

平成 22 年度は、全体構想で設定した四つの重点整備地区のうち、本基本構想の上位計画である「荒川区都市計画マスタープラン」における生活拠点（荒川・町屋拠点）の位置付けがあり、最も優先度の高い町屋駅（東京メトロ千代田線・京成本線・都電荒川線）並びに荒川区役所前（都電荒川線）を中心とした「町屋駅・区役所周辺地区（122.5ha）」を対象に、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するため、地区別バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定するものです。

2 本基本構想の位置付け

本基本構想は平成 21 年度に策定した全体構想に基づき、四つの重点整備地区の一つである町屋駅・区役所周辺地区における地区別のバリアフリー基本構想として策定するものです。

なお、本基本構想は、町屋駅・区役所周辺地区のバリアフリー化に関する基本的な考え方を示した「地区の基本的指針」と町屋駅・区役所周辺地区におけるバリアフリー化を推進するための「重点整備地区の位置・区域の設定」、「生活関連施設・生活関連経路の設定」「実施すべき特定事業・その他の事業に関する事項」により構成されています。

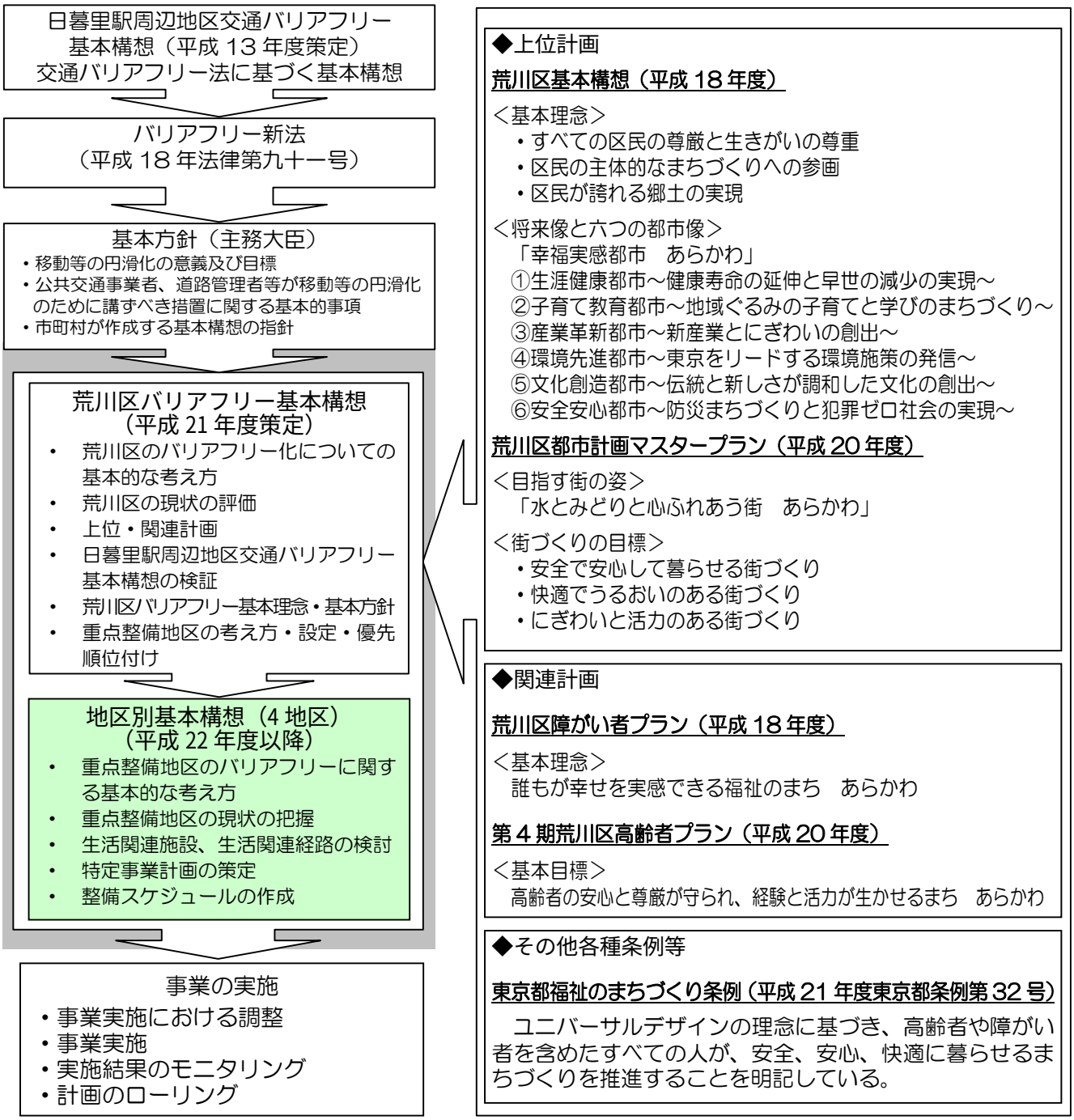

図 1-1　本基本構想の位置付け

3 荒川区バリアフリー基本構想（全体構想）

（1）基本理念

全体構想では、区の基本構想や基本計画に基づき、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、基本理念を次のとおり定め、その実現を目指します。

人とのつながりを実感できる「やさしいまち　あらかわ」

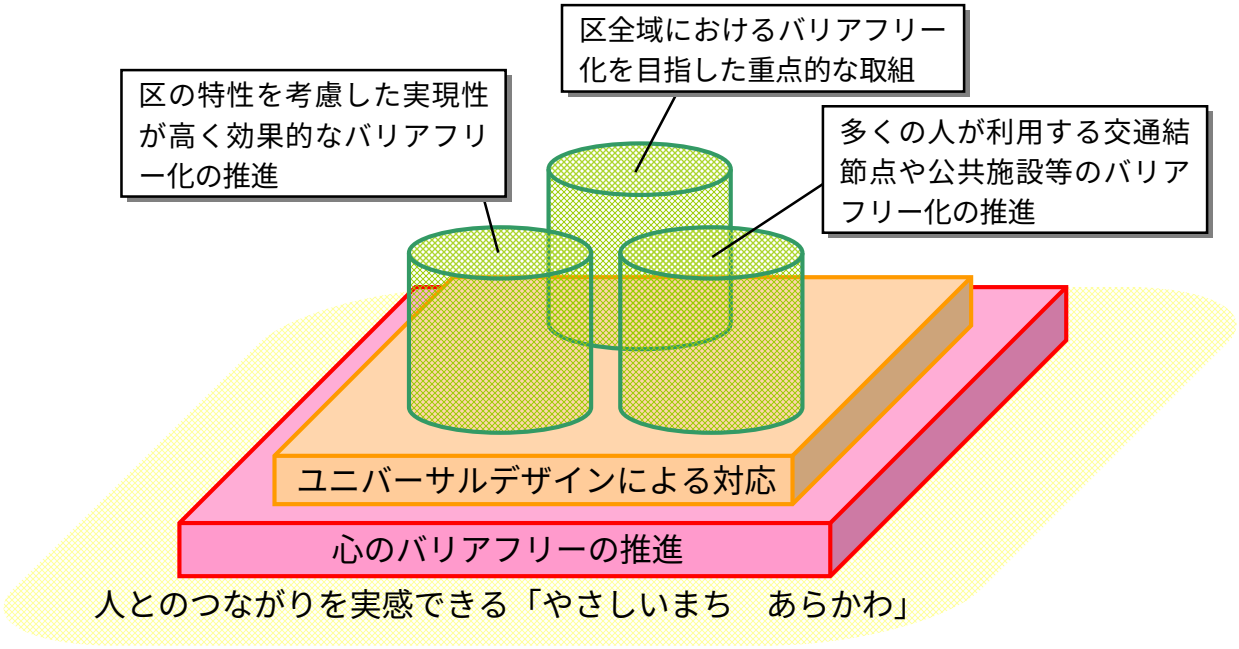

基本理念

人とのつながりを実感できる「やさしいまち　あらかわ」

基本方針

- 基本方針１：心のバリアフリーの推進
- 基本方針２：ユニバーサルデザインによる対応
- 基本方針３：多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進
- 基本方針４：区の特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進
- 基本方針５：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

ソフト面

ハード面

図 1-2　荒川区全体構想の基本方針イメージ図

全体構想の各基本方針に基づき、地区別構想で、以下のとおり推進していきます。

基本方針１：心のバリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設整備だけでなく区民等が日常的に困っている人に自然と手を差しのべる心を育むことが大切です。荒川区では、「心のバリアフリー」を重点的に推進していきます。

基本方針２：ユニバーサルデザインによる対応

施設整備に当たっては、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化が求められます。特に誰もが安全・安心・快適かつ円滑に移動できる連続的な空間形成、サイン計画等の充実を図ります。

基本方針３：多くの人が利用する交通結節点や公共施設等のバリアフリー化の推進

区民がよく利用する旅客施設を中心に駅前広場のバリアフリー化や、高齢者、障がい者、子育て環境、来街者等それぞれの利用に配慮したバリアフリー化を推進します。また、施設だけでなく施設間の主要な利用経路についてもバリアフリー化を推進します。

基本方針４：区の特性を考慮した実現性が高く効果的なバリアフリー化の推進

区民の生活基盤である都電・バス利用を考慮した移動経路及び車両のバリアフリー化を推進します。なお、車両のバリアフリー化に当たっては各事業者と調整を図ります。また、施設間の移動を補完するコミュニティバスの活用を推進します。

基本方針５：区全域におけるバリアフリー化を目指した重点的な取組

区の特性を踏まえたバリアフリー化を推進する重点整備地区を設定し、地区別基本構想を作成します。また、重点整備地区での取組を重点整備地区以外の地区にも事業機会を捉えて展開して荒川区全体でのバリアフリー化を推進します。

（３）重点整備地区の設定

重点整備地区の設定は、バリアフリー新法並びに基本方針で示されている要件を踏まえ、特に、高齢者及び障がい者等の移動を考慮した上で、以下の４地区を設定しました。

また、重点整備地区の優先順位付けを行うに当たっては、上位計画である「荒川区都市計画マスタープラン」における広域拠点（日暮里拠点、南千住拠点）及び生活拠点（荒川・町屋拠点、尾久拠点）の位置付け等を総合的に評価し、優先順位付けを行いました。（１位：町屋駅・区役所周辺地区、２位：日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区、３位：南千住駅周辺地区、４位：熊野前駅周辺地区）

図 1-3　荒川区バリアフリー重点整備地区位置図

4 バリアフリー新法の概要

（1）法律の概要

①基本方針の策定

・主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定します。

②移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

・これらの施設について、関係する事業者等は新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務があります。
・既存のこれらの施設については、基準適合の努力義務があります。

③重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

・市町村は、高齢者、障がい者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成することができます。
・基本構想作成に伴い、公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施することとなります。
・重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度があります。

重点整備地区の要件（法第２条第21号）

・生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものがおおむね３以上ある地区
・生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（面積約 400ha 未満の地区）
・生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設を結ぶ経路）についてバリアフリー化事業が特に重要な地区　など

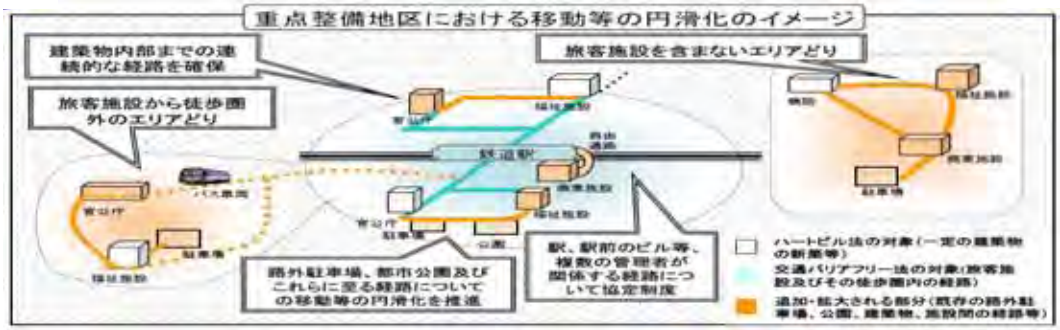

図 1-4　重点整備地区における移動等の円滑化イメージ

④住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

・基本構想策定時の協議会制度が法定化されました。
・住民等からの基本構想の作成提案制度が創設されました。

（2）基本構想作成により期待される効果

基本構想を作成すると、特定事業の実施義務等により、旅客施設、道路等施設のバリアフリー化の促進・実現につながる直接的な効果の他、高齢者、障がい者等の移動に対するニーズ把握や区民への意識啓発につながることなどが期待されます。

具体的には、以下のような効果が期待できます。

- 施設と施設間の移動等経路のバリアフリー化が進みます。
- 高齢者、障がい者等の意見を反映したバリアフリー化が実現できます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインへの区民の理解が深まります。
- バリアフリー化に関する予算確保がしやすくなります。　　など

（3）バリアフリー新法の基本的枠組み

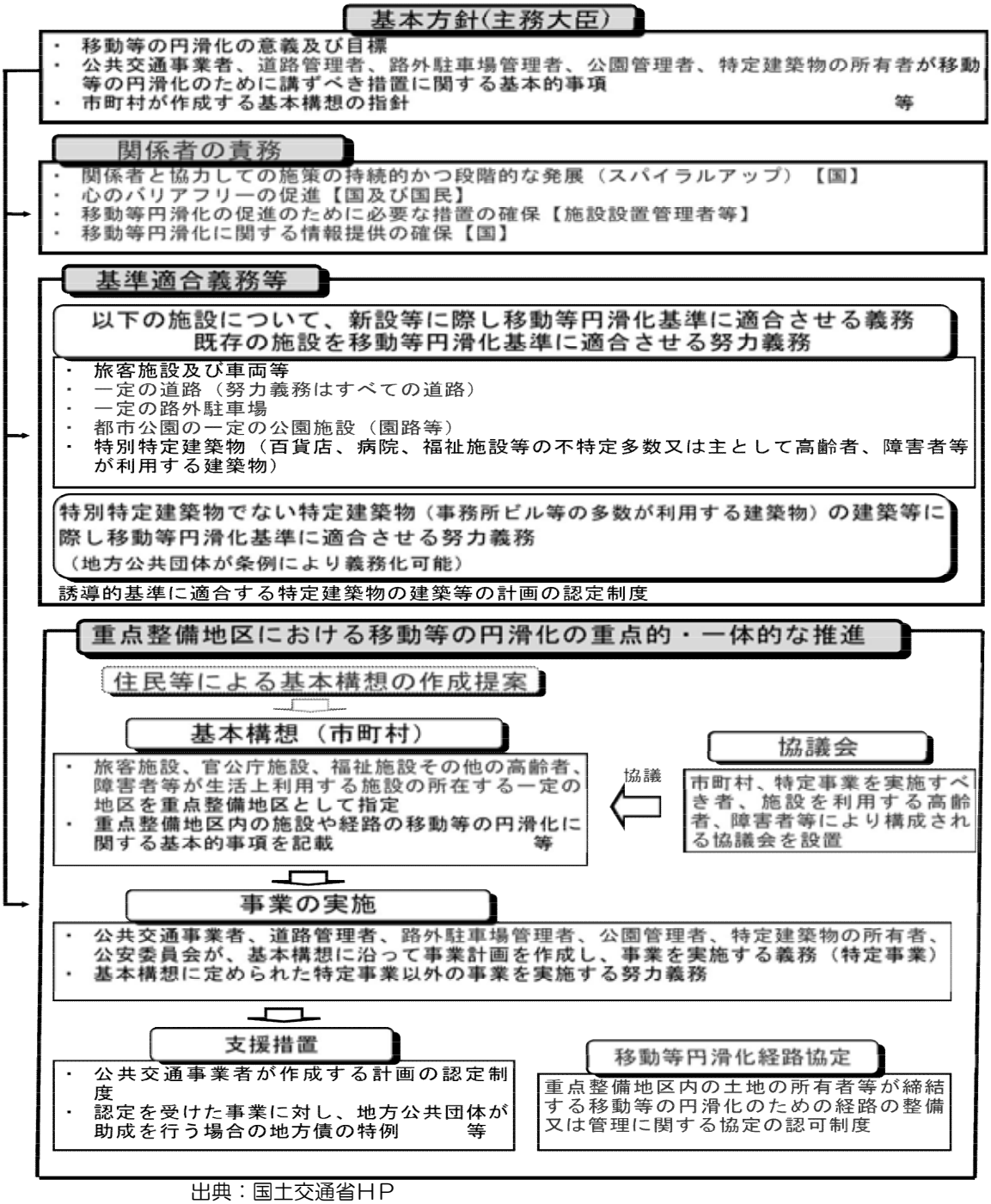

出典：国土交通省ＨＰ
http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/scheme.pdf

図 1-5　バリアフリー新法の基本的枠組み

第２章　町屋駅・区役所周辺地区の概況

１ 町屋駅・区役所周辺地区の概況

（１）重点整備地区の範囲について

荒川１～4、7、８丁目で構成する、町屋駅・区役所周辺地区は、荒川区のほぼ中央に位置し、区役所をはじめとする行政施設などが集積した地区です。また、平成 17 年には、区民の身近な足としてコミュニティバス「さくら」の運行が開始され、交通利便性の比較的高い地区となっています。

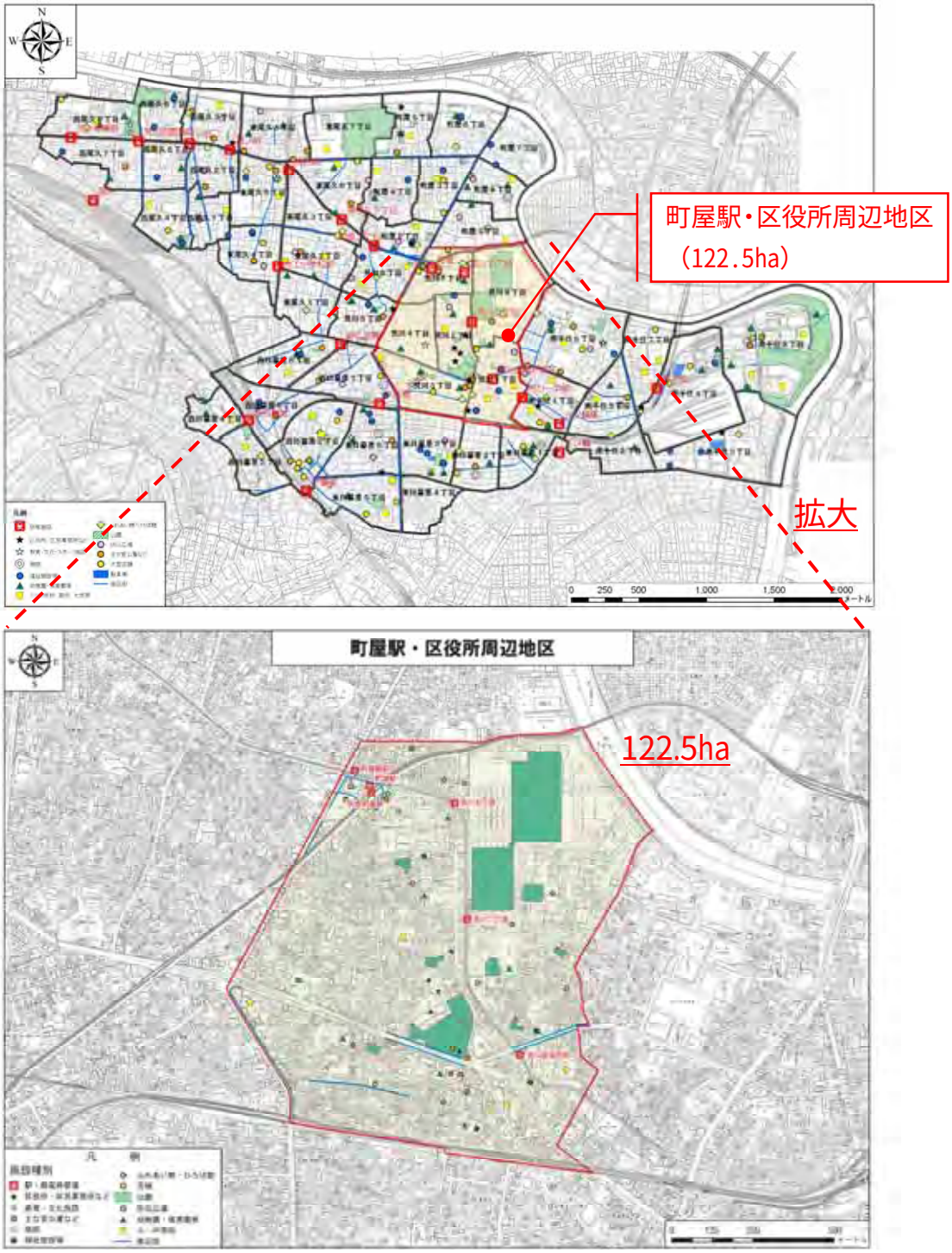

図 2-１　町屋駅・区役所周辺地区位置図

（2）地区内の人口等の現況について

①総人口・総世帯数

地区の総人口は、平成 22 年で 22,660 人であり、平成 13 年に比べ 1,392 人増加しています。なお、荒川区全体の人口に対する割合は、平成 22 年で 11.1%となっています。

世帯数も人口同様に増加しており、平成 22 年で 11,324 世帯となっています。なお、1 世帯当たりの人員は、平成 13 年の 2.17 人/世帯が平成 22 年では 2.00 人/世帯であり、核家族化が進行しています。

②町丁目別人口・世帯数

地区の町丁目別人口は、平成 22 年で荒川三丁目が 5,118 人と地区内で最も多くなっています。また、平成 13 年から平成 22 年の人口増加率は荒川八丁目が 31.8%で、他の町丁目よりも高くなっています。

③高齢者人口

65 歳以上の地区の高齢者人口の割合は、平成 22 年で 22.7%であり、平成 13 年に比べ 3.6 ポイント増加しています。また、平成 22 年の地区の高齢化率は荒川区全体（22.9%）に比べ 0.2 ポイント低くなっています。

65 歳以上の高齢者人口の内訳では、平成 22 年で前期高齢者（65 歳～74 歳）の割合が 55.1%、後期高齢者（75 歳以上）の割合が 44.9%であり、平成 13 年に比べ後期高齢者の割合が 4.5 ポイント高くなっています。

④障がい者人口

地区内の障害者手帳所持者は、平成 21 年で、合計 948 人います。これは、荒川区全体の 12.6%を占めています。

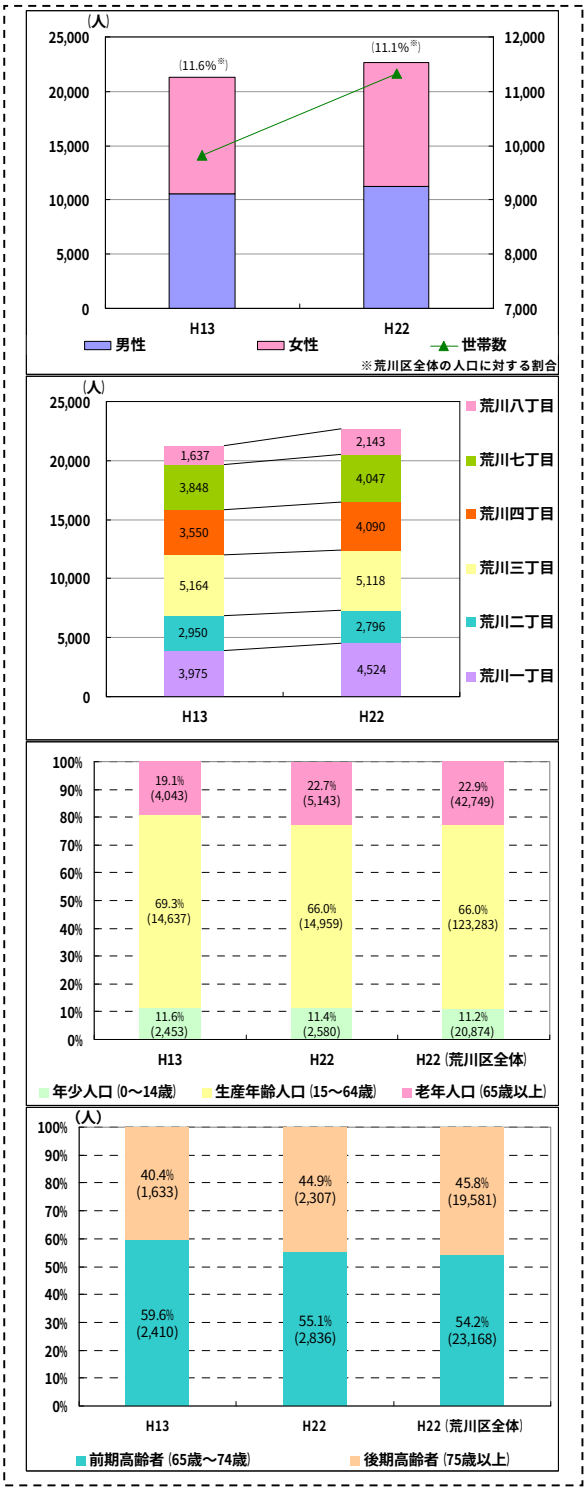

出典：住民基本台帳、外国人登録

図 2-2　地区内の人口等の現況

表 2-1　障害者手帳所持者数

種別	単独所持				重複所持				オール所持(人)	総計(人)
	身体(人)	知的(人)	精神(人)	小計(人)	身体・知的(人)	身体・精神(人)	知的・精神(人)	小計(人)		
町屋駅・区役所周辺地区	726 (12.6%※)	73 (11.6%※)	127 (13.6%※)	926 (12.6%※)	17 (12.3%※)	4 (9.1%※)	1 (4.5%※)	22 (10.8%※)	0 (0.0%※)	948 (12.6%※)

※荒川区全体の手帳所持者数に対する割合

資料：荒川区障害者福祉課(平成 21 年 12 月 1 日現在)

（3）地区内の道路現況

町屋駅・区役所周辺地区内の道路現況について整理すると地区全体に幅員 4m 未満の道路が広く分布しています。

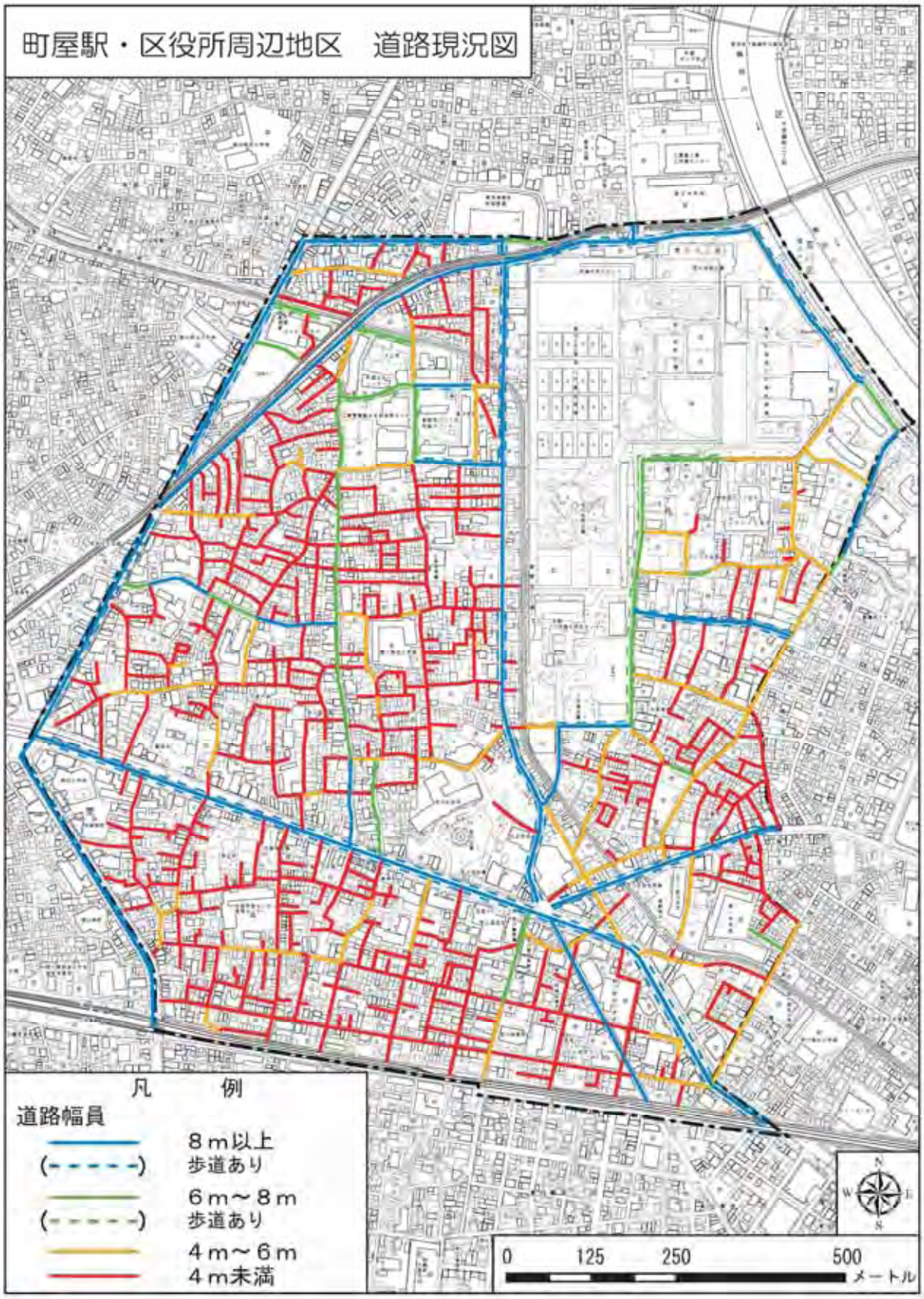

※現況調査により整理しているため道路台帳とは異なります

図 2-3　道路現況図

（4）施設分布状況

町屋駅・区役所周辺地区内には主要施設として荒川区役所、サンパール荒川など 66 の施設が分布しています。

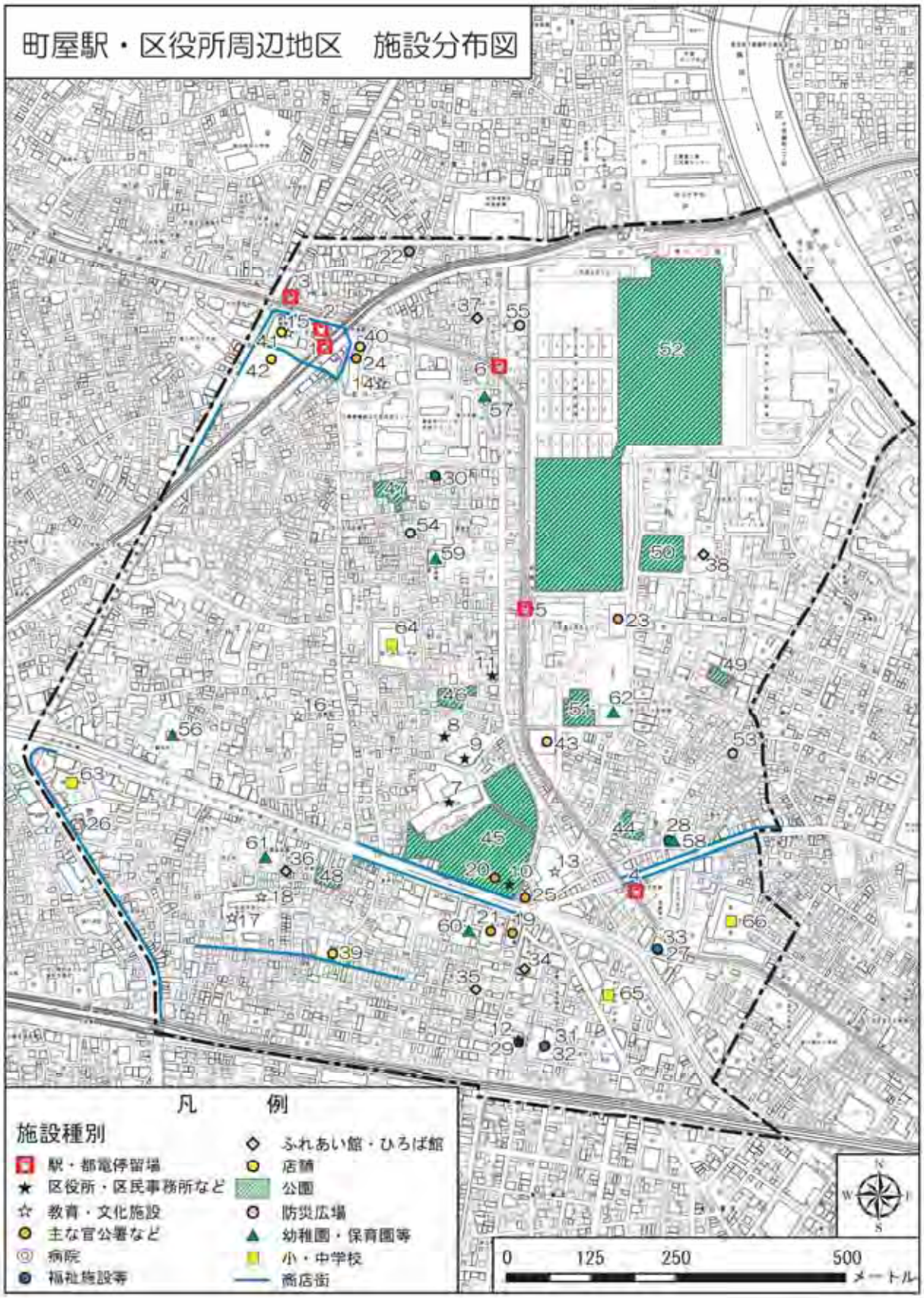

図 2-4　施設分布図

＜施設概要＞

表 2-2　施設概要

No.	施設名称	No.	施設名称
🚉	**駅・都電停留場**	◇	**ふれあい館・ひろば館**
1	京成町屋駅（京成本線）	34	峡田ひろば館
2	町屋駅（東京メトロ千代田線）	35	荒川三丁目ひろば館
3	町屋駅前（都電荒川線）	36	三河島ひろば館
4	荒川区役所前（都電荒川線）	37	荒川山吹ふれあい館
5	荒川二丁目（都電荒川線）	38	荒川さつき会館
6	荒川七丁目（都電荒川線）	●	**店舗**
★	**区役所・区民事務所など**	39	店舗 A
7	荒川区役所本庁舎	40	店舗 B
8	荒川区役所北庁舎（荒川区保健所）	41	店舗 C
9	荒川区がん予防・健康づくりセンター	42	店舗 D
10	荒川区産業経済部	43	店舗 E
11	防災センター	▨	**公園**
12	あらかわエコセンター（環境課）	44	荒川東公園
☆	**教育・文化施設**	45	荒川公園
13	サンパール荒川（荒川区民会館）	46	荒川二丁目南公園
14	町屋文化センター	47	荒川二丁目公園
15	ムーブ町屋	48	荒川三丁目公園
16	荒川図書館	49	荒川八丁目南公園
17	生涯学習センター	50	荒川八丁目公園
18	教育センター	51	三河島公園
●	**主な官公署など**	52	荒川自然公園
19	荒川警察署	○	**防災広場**
20	荒川消防署	53	荒川一丁目防災広場
21	荒川郵便局	54	荒川二丁目防災広場
22	荒川町屋郵便局	55	荒川七丁目防災広場
23	東京都下水道局三河島水再生センター	▲	**幼稚園・保育園等**
24	荒川区地域振興公社（ACC）	56	三河島幼稚園
25	ウイングあらかわ	57	黒川学園　黒川幼稚舎
	（荒川区勤労者福祉サービスセンター）	58	かがや保育園
◎	**病院**	59	仁風保育園
26	荒川名倉病院	60	ドン・ボスコ保育園（子育て交流サロン）
●	**福祉施設等**	61	三河島保育園
27	荒川老人福祉センター	62	荒川さつき保育園
28	荒川ひまわり(社会福祉法人 トラムあらかわ)	□	**小・中学校**
29	荒川たんぽぽセンター（心身障害者福祉センター）	63	峡田小学校
30	アクロス荒川（障害者福祉会館）	64	第二峡田小学校
31	荒川福祉作業所	65	第三峡田小学校
32	荒川生活実習所	66	第一中学校
33	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター	―	**商店街**

（4）旅客施設の整備状況

①京成町屋駅（京成本線）

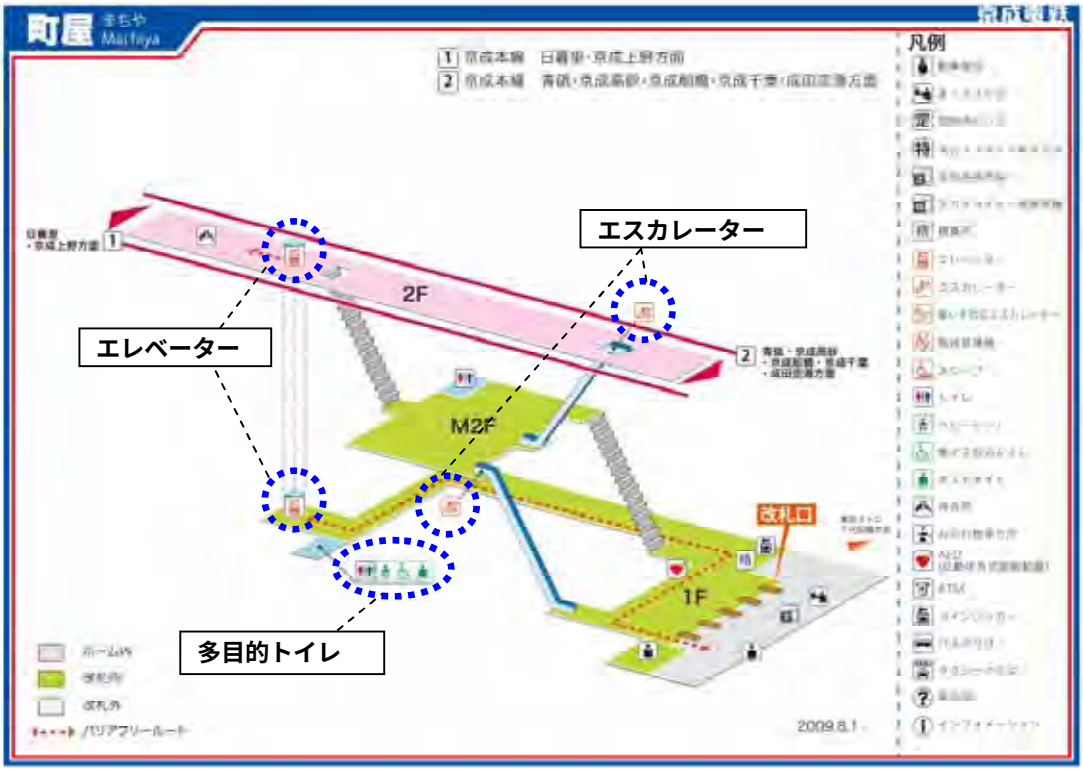

出典：京成電鉄株式会社ＨＰ

⇒エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備済み

②町屋駅（東京メトロ千代田線）

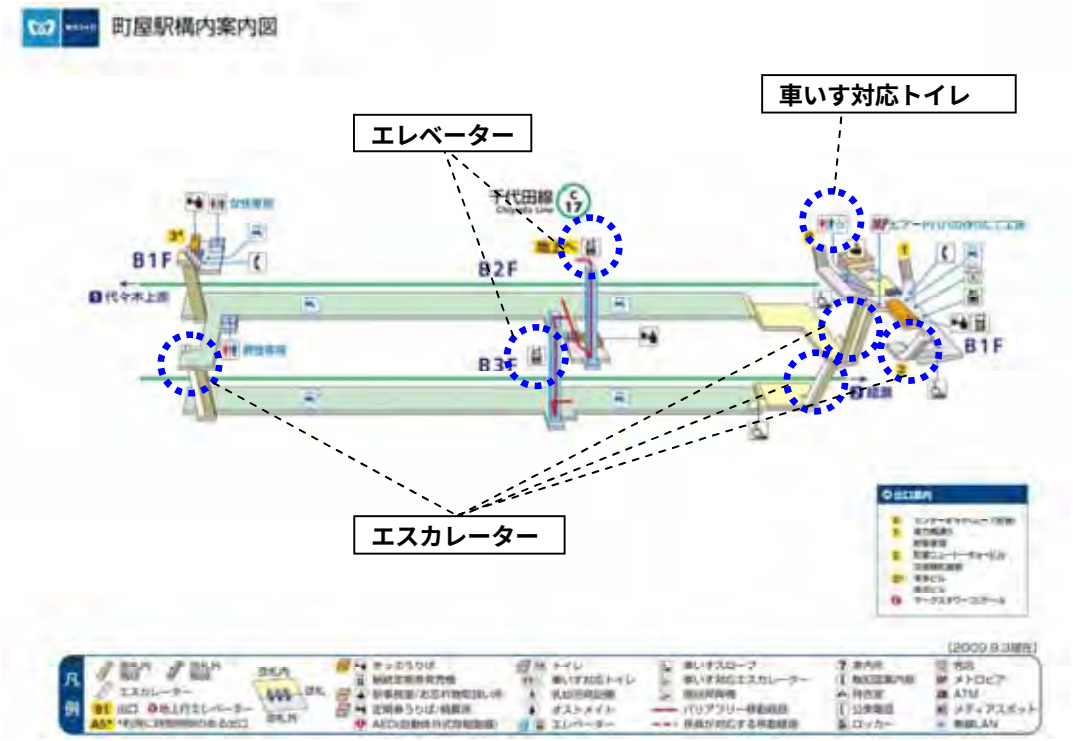

出典：東京地下鉄株式会社ＨＰ

⇒エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレについて整備済み

（５）上位・関連計画、関連事業の整理

①上位・関連計画による地区の位置付け

〇荒川区都市計画マスタープラン（平成 21 年３月策定）

図 2-5　荒川地域街づくり方針図

荒川地域の分野別街づくり方針

＜道路・交通の方針＞

- 補助 90 号線（都電通り・サンパール通り）の整備については、防災街づくり事業などとの連携により促進します。
- 歩行や自転車通行の安全性向上のための道路整備を進めます。
- 主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備を促進します。
- 町屋駅、三河島駅周辺では、交通結節機能の充実及び交通バリアフリーの推進を目指します。
- 各駅利用者の需要に対応した自転車駐車場の整備や放置自転車対策を推進します。

＜住宅・住環境の方針＞

- バリアフリー化などユニバーサルデザインの理念に基づく整備により、高齢者や障がい者などを含めて、誰もが住み続けられる住まいづくりを推進します。

出典：荒川区都市計画マスタープラン

②地区内の主な事業

地区内では町屋駅前の「市街地再開発事業」が完了し、現在は、荒川２・４・７丁目の「木造住宅密集地域整備促進事業」等が実施されています。

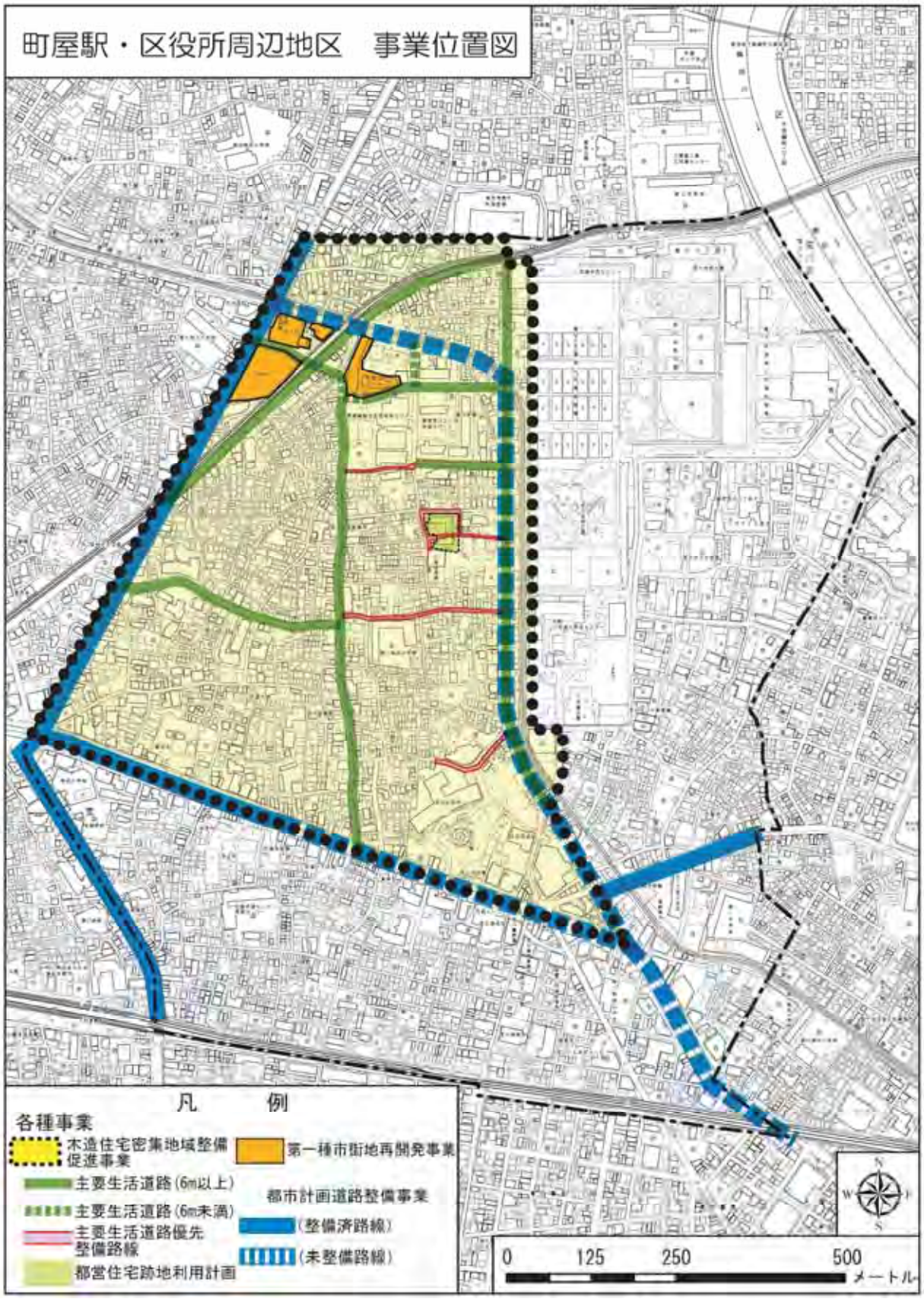

資料：荒川区都市計画課

図 2-6　町屋駅・区役所周辺バリアフリー重点整備地区　事業位置図

（6）町屋駅・区役所周辺地区の現況

町屋駅・区役所周辺地区の特徴として、町屋駅周辺の違法駐輪、地区全体にわたる自転車の利用等が見られます。

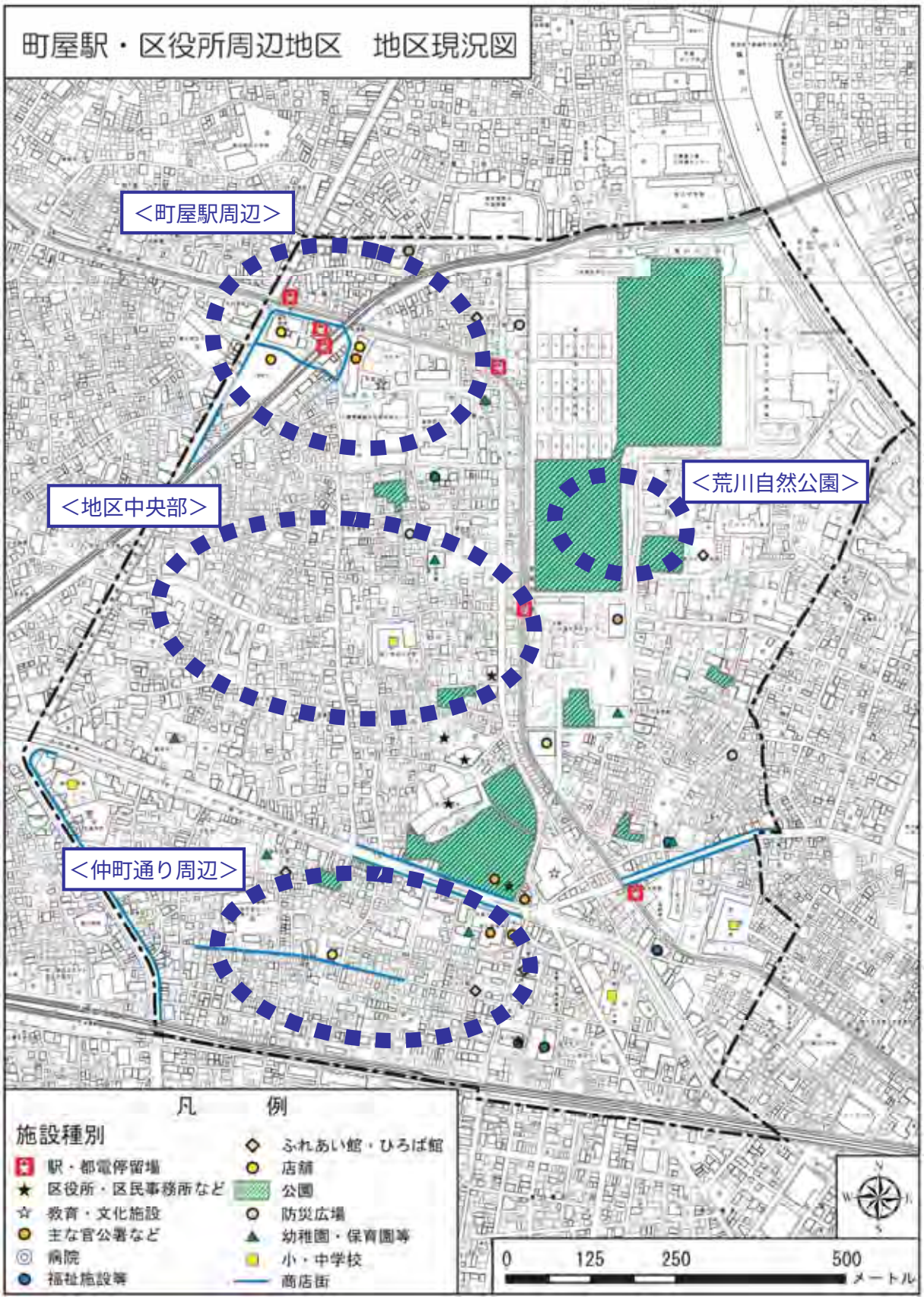

図 2-7　地区内の現況

＜地区の現況＞

○町屋駅周辺

- 町屋駅周辺では、違法駐輪により十分な歩行空間が確保されていない箇所が多く見られます。
- 尾竹橋通りでは、視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という）の連続性が保たれていない箇所があります。
- 町屋駅から周辺の公共施設までの案内が十分とは言えません。

○荒川自然公園

- 出入口のスロープの勾配が急なため利用者からはエレベーターの設置が求められています。

○地区中央部

- 南北方向を結ぶサンパール通りは比較的歩行空間が確保されているものの荒川区役所方面は一部、歩行空間が確保されていない箇所があります。
- 地区中央部では、歩行空間の狭い生活道路が多く見られます。
- 地区中央部の狭い道路内では、通過車両の混入が見られます。

○仲町通り周辺

- 時間帯によって自転車と歩行者の錯綜が見られます。

○地区全体

- 地区全体に自転車や車いすの利用が多く見られます。

２ 地区住民アンケート調査

（１）調査の概要

本アンケート調査は、地区住民の方から広くバリアフリー化についての意見聴取を行い、生活関連施設候補の抽出及び基本構想の策定に向けた基礎的資料とすることを目的として以下の調査対象者・調査方法により実施しました。

表 2-3　地区住民アンケート実施概要

対象者	アンケート配布日	回答期限	配布方法	回収方法
地区住民	平成 22 年８月 16 日	平成 22 年８月 31 日	郵送配布	郵送回収

※住民基本台帳から無作為に抽出した 16 歳以上の方 1,000 人に、アンケート調査票を郵送配布し、郵送で回収を行いました。

（２）回答状況

1,000 通の配布に対して、平成 22 年９月末日で 202 通の有効回答を得ることができ、有効回答率は 20.2%でした。

（３）主な調査項目

主な調査項目は以下のとおりです。

表 2-4　主な調査項目

項目	細項目
施設	・利用頻度 ・利用しやすさ ・施設の不便・危険と感じる点
道路	・利用する経路 ・利用しやすさ
心のバリアフリー	・重要と考える取組
個人属性	・性別・年齢区分など

（４）結果概要

普段よく利用する施設としては、町屋駅（東京メトロ）、荒川区役所本庁舎、荒川郵便局等が上位に挙げられています。

表 2-5　普段よく利用する施設

施設名	順位（利用率※１）					
	全体		高齢者※２		障がい者等※３	
町屋駅（東京メトロ千代田線）	1	（72.8%）	3	（64.6%）	2	（61.5%）
荒川区役所本庁舎	2	（70.3%）	1	（73.8%）	1	（84.6%）
荒川郵便局	2	（70.3%）	4	（61.5%）	9	（53.8%）
店舗 D	4	（69.8%）	2	（66.2%）	2	（61.5%）
店舗 C	5	（60.9%）	9	（44.6%）	2	（61.5%）

※１：各施設に対して利用する（「よく利用する」＋「時々利用する」）と回答した割合

※２：65 才以上の回答（65 票）を集計

※３：外出時に補助具や介助が必要な人（13 票）を集計

3 町屋駅・区役所周辺地区の特性

町屋駅・区役所周辺地区の概況及び地区住民アンケート調査の結果から地区の課題・問題を整理します。

地区の概況

- 荒川区の中心部に位置し、荒川区役所をはじめとする行政施設などが集積した地区です。
- 地区内の人口は平成 16 年から平成 21 年まで増加していたが、平成 22 年で減少しています。
- 地区内の高齢化率は 22.7%で、年々、増加しています。
- 幅員 4m 未満の狭あいな道路が多く見られます。
- 旅客施設については、バリアフリーの整備が完了しているが、案内等の充実が必要な箇所があります。
- 都市計画マスタープランの中で区民生活の中心となる「生活拠点」として位置付けられています。
- 自転車・車いす利用が多く見られます。

地区住民アンケート調

- 地区住民がよく利用する施設は、「駅・都電停留場」「荒川区役所本庁舎」「荒川郵便局」「商業施設」「荒川自然公園」等が挙げられます。
- 高齢者、外出時に補助具・介助が必要な方がよく利用する施設は、地区住民全体と特に変わりはなく、同じ施設を利用しています。
- 外出時に補助具・介助が必要な方は特に「区役所・区民事務所など」「病院」「福祉施設等」について利用しにくいと回答しています。
- 「心のバリアフリー」の取組については、「自転車利用マナー等交通マナーの普及、啓発」の要望が高くなっています。
- 地区住民が普段利用する交通手段は自転車が多くなっています。

課題・問題整理

- 町屋駅から荒川区役所までのアクセス強化が必要です。
  ⇒都電やコミュニティバスの利用促進等、徒歩と公共交通を組み合わせた移動への転換が必要です。
- 町屋駅（京成本線、東京メトロ千代田線）は、駅構内の案内の充実が必要です。
  ⇒利用者に分かりやすいエレベーターへの案内誘導等が必要です。
- 道路整備が困難な箇所については、ソフト対策をより重視した取組が必要です。
  ⇒路面表示等、短期的に実施することができる取組が必要です。
- 「区役所・区民事務所等」「病院」「福祉施設等」等、外出時に補助具・介助が必要な方が利用する施設についてのバリアフリー化が必要です。
  ⇒施設までの案内の充実及び施設内の設備の改善が必要です。
- 地区内の自転車利用・駐輪に対する取組が必要です。
  ⇒自転車利用のマナー啓発に関する取組が必要です。
  ⇒駅前の駐輪場確保及び駐輪場への案内の充実が必要です。

第３章　本基本構想の策定体制と流れ

１ 本基本構想の策定体制

本基本構想策定に当たっては、「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、様々な立場からの協議及び意見交換を行いました。

また、協議会の分科会を設置し、特定事業計画の調整、地区住民を交えたワークショップ等を実施しました。

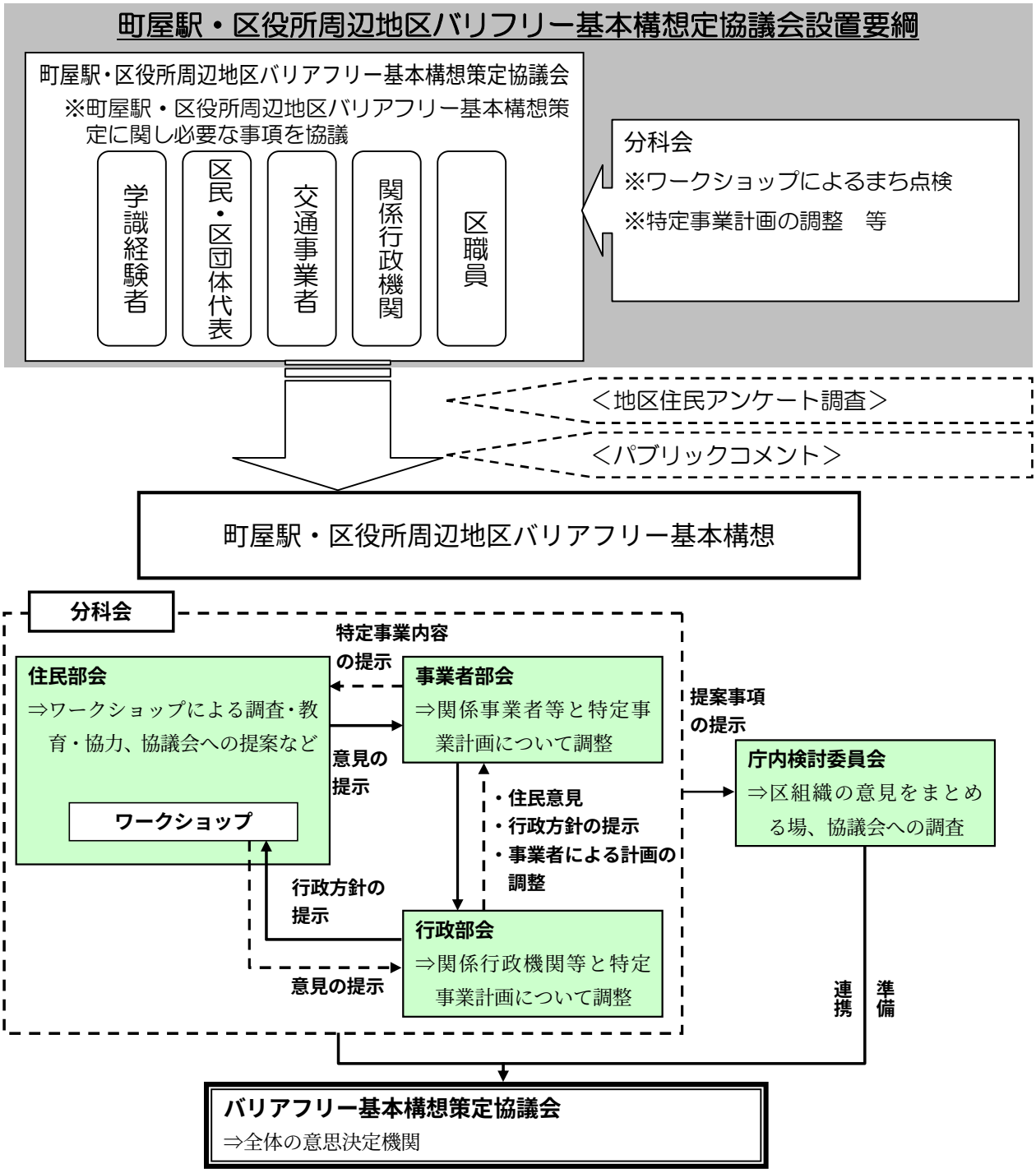

図 3-1　本基本構想策定体制

2 本基本構想の策定の流れ

本基本構想策定に当たっては以下のスケジュールに従い検討しました。

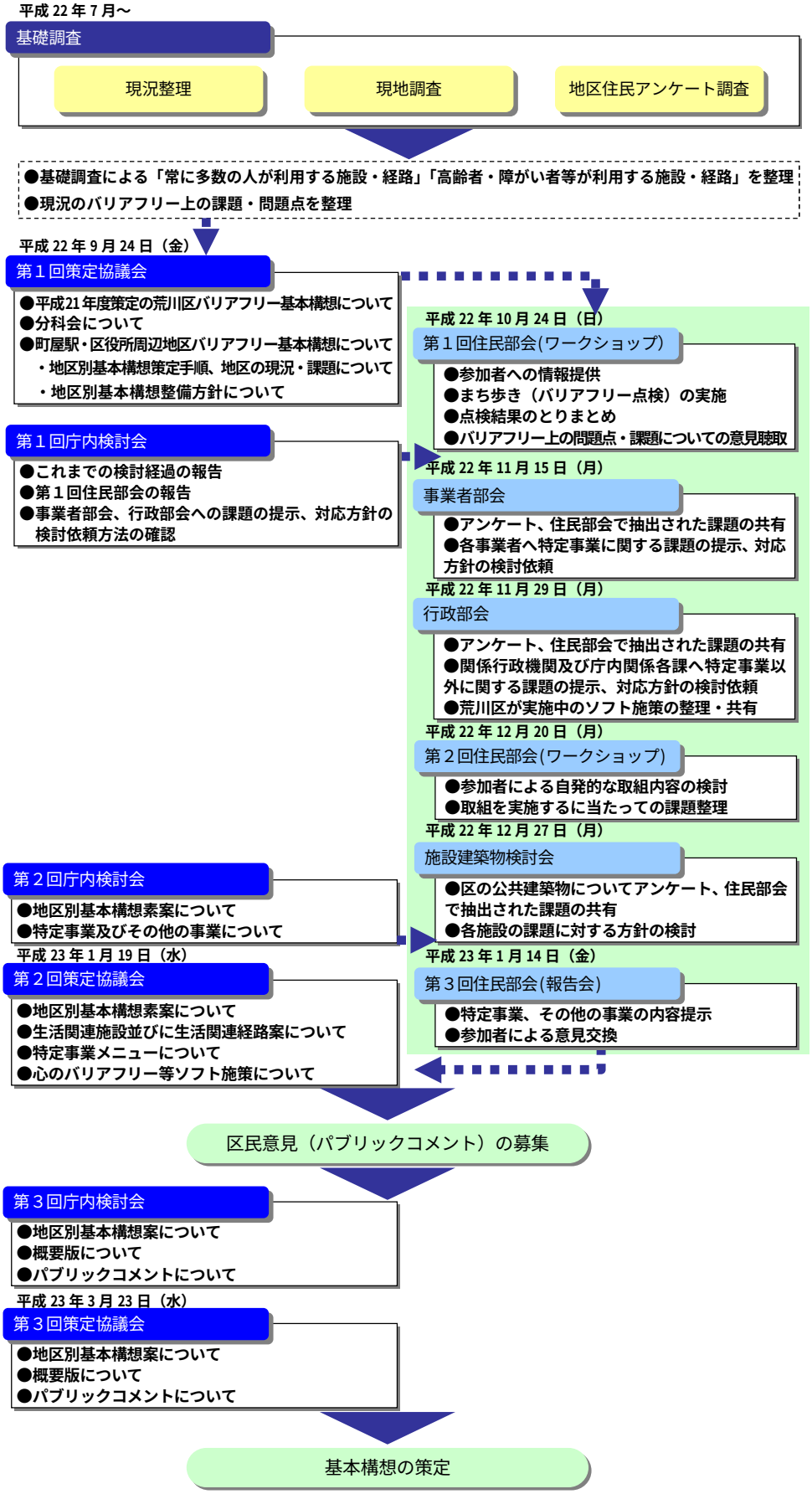

図 3-2　本基本構想策定スケジュール

第４章　町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想

１ 地区の基本的指針

本基本構想は、全体構想の基本理念を受け、地区におけるバリアフリー化の課題を解決し、区民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの取組を実施するための基本的な考え方（ソフト面）と、移動等のための空間整備において特に推進すべき事項（ハード面）として、次のとおり地区の基本的指針を定めます。

また、地区の基本的指針を推進していく上では、協議会による基本構想の実施段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努めます。

＜全体構想の基本理念＞

人とのつながりを実感できる「やさしいまち　あらかわ」

＜地区の基本的指針＞

○ 町屋駅・区役所周辺地区は、密集市街地に位置し、細街路が多く歩車道分離が困難なため、バリアフリー化に当たっては、ソフト面における取組や区民のバリアフリーに対する“気付き”を高めるため、特に「心のバリアフリー」を推進します。

○ 町屋駅・区役所周辺地区は、区役所、サンパール荒川など、区民が日常的に利用する施設が多く、それらの施設相互を連絡する経路については、誰もが安全で円滑に移動できる「バリアフリーネットワーク化」を推進します。

○ 地区内の生活関連施設、生活関連経路の「重点的なバリアフリー化」を先導的に推進し、取り組む内容を他の重点整備地区へ波及させ、更には荒川区全体に展開します。

2 バリアフリー化の整備方針

（1）公共交通

鉄道駅については、町屋駅（京成本線、東京メトロ千代田線）は、エレベーター、多目的トイレの設置等、駅構内の主なバリアフリー化は完了しているものの、利用の観点からは、改善すべき箇所が残っています。今後は、ホーム上の点字ブロックの改修、階段の手すりの点字シートの補修等、既存設備の補修・改善や駅構内でのエレベーターの乗換案内・トイレの音声案内の設置、ホームドア設置の検討等、利用者の意見を反映したバリアフリー整備を行います。

都電停留場については、鉄道、バスへの乗り換え案内の充実や、荒川区役所、サンパール荒川といった主要な公共施設等への案内表示を充実していきます。

バス事業については、ノンステップバスの導入を推進していきます。また、運転手への事前研修等を徹底し、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安心して乗車できる環境をつくっていきます。

（2）道路

地区内の道路については、歩道の段差解消、舗装整備、生活関連施設までの連続的な点字ブロックの設置や路面表示等に努めていきます。

また、明治通り、尾竹橋通り、荒川中央通り、荒川仲町通り等、地区内の生活関連経路については、歩道上の私的占有物(看板の設置等)に対する指導・取締りを継続的に実施していきます。更に、町屋駅周辺を中心とした地区内の違法駐輪に対する取締りや自転車利用マナーの向上については、東京都、荒川区、警察が連携して取り組みます。

（3）都市公園

不特定多数の人が利用する都市公園については、移動しやすい園路の整備を行っていきます。また、荒川自然公園については、エレベーター、多目的トイレの設置等、今後、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等の利用に配慮したバリアフリー整備を実施していきます。

（4）建築物

荒川区役所本庁舎、サンパール荒川等、生活関連施設に位置付けられた建築物を中心に高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等が安全・快適に利用できるように移動等円滑化に努めていきます。

（5）交通安全

信号の新設や、サイクル長の改善については、必要箇所の検討・検証を行い、必要に応じて対応していきます。

また、地区の主な課題である自転車走行マナーや違法駐輪に対しては、当事者に対する指導・取締りを強化します。また、関係行政機関と連携した講習会等の開催も継続して実施していきます。

（6）その他の事項

自転車マナーの向上については、警察署や交通安全協会と連携し、学生を対象とした講習会等の開催による啓発活動により、自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を図ります。

3 生活関連施設と生活関連経路

（1）生活関連施設・生活関連経路の設定の基本的な考え方

生活関連施設・生活関連経路の設定は、以下に示す「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（H20.10）」に基づき検討を行います。

①生活関連施設

○<u>常に多数の人が利用する施設</u>を選定する
・旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等
・施設利用者数や入場者数を勘案
・国・都道府県・市町村が管理する施設（民間事業者や住民の意識啓発）
○<u>高齢者、障害者等が常時利用する施設</u>を選定する
・高齢者・障害者が多く居住する施設（老人ホーム・障がい者福祉ホーム等）
・高齢者・障害者等が常時利用する施設（福祉サービス施設・老人福祉センター等）
●事業の実施可否により生活関連施設の選定を判断しないこと
・特定事業等の実施見込みがない場合でも生活関連施設として位置付け、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討するなどの取組を記述
●既に移動等円滑化されている施設でも、生活関連施設として位置付ける
・そこに至る経路の移動等円滑化が必要である場合
・移動等円滑化基準そのものがスパイラルアップにより見直される可能性

②生活関連経路

○<u>より多くの人が利用する経路</u>を選定する
・利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定
○<u>生活関連施設相互のネットワークを確保</u>する
・旅客施設とその他の生活関連施設との経路
・旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡にも配慮
・結果として重点整備地区内のネットワークが構成されるよう配慮することが重要
・一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮
●事業の実施可否により生活関連経路の選定を判断しない
・当面において道路特定事業の実施見込みがない場合であっても、長期的な展望を示す上で必要な範囲の経路は位置付ける。
・最も利用者の多い、または最短距離となるようなルートだけではなく、より早期にバリアフリー化できるようなルートも生活関連経路として位置づけるよう検討
●既に移動等円滑化されている経路でも、生活関連経路として位置付ける
・生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる場合
・移動等円滑化基準そのものがスパイラルアップにより見直される可能性

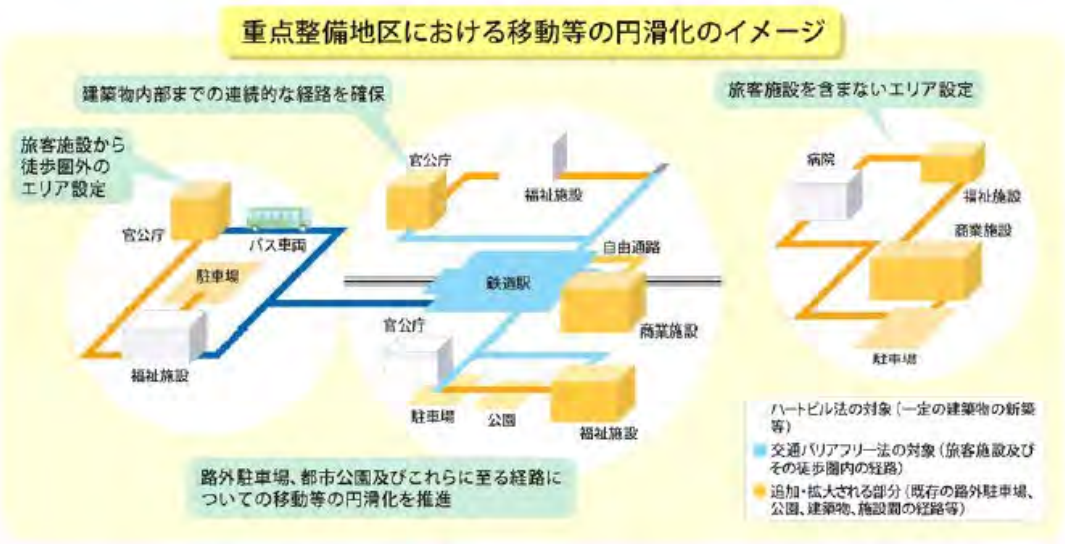

出典：バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック（国土交通省）

図 4-1　生活関連経路の設定イメージ

（２）町屋駅・区役所周辺地区における生活関連施設・生活関連経路の設定の基本的な考え方

生活関連施設・生活関連経路の設定においては、アンケート調査結果を参考に、各部会で検討する「地区別基本構想の整備方針」に基づき検討を行う。

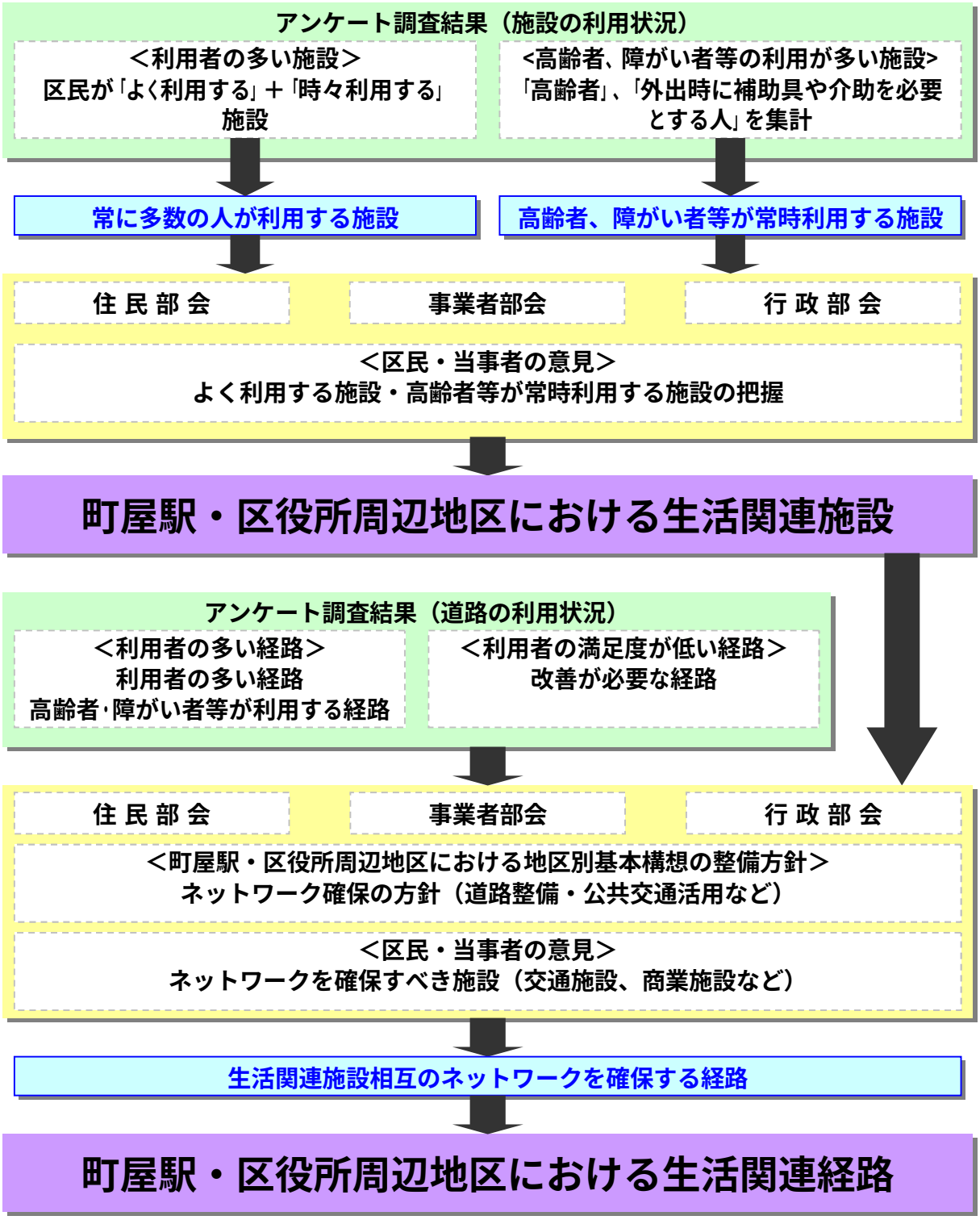

図 4-2　生活関連施設・生活関連経路の検討の流れ

（３）生活関連施設の設定

地区住民アンケート調査結果を基に、地区住民が普段から利用する施設及び高齢者・障がい者等が普段から利用する施設を抽出し、生活関連施設として位置付けます。（利用率が 20%以上の施設を抽出）

表 4-1　アンケート調査結果（各施設の利用順位）

施設名	順位（利用率※１）					
	全体		高齢者※２		障がい者等※３	
町屋駅（東京メトロ千代田線）	1	（72.8%）	3	（64.6%）	2	（61.5%）
荒川区役所本庁舎	2	（70.3%）	1	（73.8%）	1	（84.6%）
荒川郵便局	2	（70.3%）	4	（61.5%）	9	（53.8%）
店舗Ｄ	4	（69.8%）	2	（66.2%）	2	（61.5%）
店舗Ｃ	5	（60.9%）	9	（44.6%）	2	（61.5%）
店舗Ｅ	6	（56.9%）	8	（53.8%）	9	（53.8%）
町屋駅前（都電荒川線）	7	（55.9%）	5	（60.0%）	2	（61.5%）
京成町屋駅（京成本線）	8	（55.0%）	6	（58.5%）	11	（46.2%）
荒川自然公園	9	（51.0%）	7	（56.9%）	14	（38.5%）
荒川図書館	10	（41.1%）	16	（32.3%）	11	（46.2%）
サンパール荒川（荒川区民会館）	11	（36.6%）	9	（44.6%）	2	（61.5%）
店舗Ｂ	12	（36.1%）	15	（38.5%）	15	（30.8%）
ムーブ町屋	13	（35.6%）	12	（41.5%）	2	（61.5%）
荒川町屋郵便局	14	（34.7%）	9	（44.6%）	11	（46.2%）
店舗Ａ	15	（32.2%）	18	（32.3%）	―	
荒川区役所前（都電荒川線）	16	（31.2%）	14	（40.0%）	15	（30.8%）
町屋文化センター	17	（29.7%）	12	（41.5%）	2	（61.5%）
荒川区がん予防・健康づくりセンター	18	（29.2%）	18	（30.8%）	―	
荒川公園	19	（27.2%）	16	（32.3%）	―	
荒川二丁目（都電荒川線）	20	（22.3%）	21	（24.6%）	15	（30.8%）
荒川区役所北庁舎（荒川区保健所）	21	（20.3%）	22	（23.1%）	―	
荒川七丁目（都電荒川線）	―		20	（26.2%）	18	（23.1%）
アクロス荒川（障害者福祉会館）	―		―		18	（23.1%）
荒川山吹ふれあい館	―		―		18	（23.1%）
計 24 施設						

※１：各施設に対して利用する（「よく利用する」＋「時々利用する」）と回答した割合

※２：65 才以上の回答（65 票）を集計

※３：外出時に補助具や介助が必要な人（13 票）を集計

（4）生活関連経路の設定

生活関連経路の設定に当たっては、地区住民アンケート調査結果において「より多くの人が利用する経路」及び（3）で抽出した「生活関連施設相互のネットワークを確保する経路」を基本に以下の経路を設定します。

表 4-2　生活関連経路

経路番号	生活関連経路		事業者
	道路名称	区間【起点～終点】 （主な接続施設）	
①	都道 306 号線 （明治通り）	経路⑦～荒川老人福祉センター （荒川区役所本庁舎、荒川公園、荒川郵便局）	東京都
②	都道 313 号線 （尾竹橋通り）	町屋駅（東京メトロ千代田線）～経路③	
③	都道 313 号線 （尾竹橋通り）	経路⑰～三河島駅（JR 常磐線）	
④	区道荒 42 号線 （サンパール通り）	経路②～荒川町屋郵便局	荒川区
⑤	区道荒 42 号線 （サンパール通り）	経路①～経路⑥ （荒川山吹ふれあい館、荒川七丁目（都電荒川線）、荒川二丁目（都電荒川線）、店舗 E、荒川公園、サンパール荒川）	
⑥	区道荒 97・116 号線 （藍染川通り）	経路⑦、経路⑧～荒川自然公園 （京成町屋駅（京成本線））	
⑦	区道荒 44・262 号線 （荒川中央通り）	経路①～経路⑤ （荒川図書館）	
⑧	区道荒 44 号線	経路②～経路⑥	
⑨	区道荒 162 号線	経路⑥～経路⑦ （店舗 B）	
⑩	区道荒 290 号線	経路②～京成町屋駅（京成本線）	
⑪	法定外通路	経路⑥～経路⑫	
⑫	区道荒 43・167 号線	経路⑤～経路⑪ （アクロス荒川）	
⑬	区道荒 45 号線	経路⑦～経路⑫ （町屋文化センター）	
⑭	区道荒 185 号線	経路⑤～経路⑦ （荒川区役所北庁舎、荒川区がん予防・健康づくりセンター）	
⑮	区道荒 104 号線 （千住間道）	経路①～荒川区役所前（都電荒川線）	
⑯	区道荒 72 号線	経路①～経路⑰	
⑰	区道荒 213-1 号線 （仲町通り）	経路③～経路⑯ （店舗 A）	

前頁で設定した、町屋駅・区役所周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路は下図のとおりです。

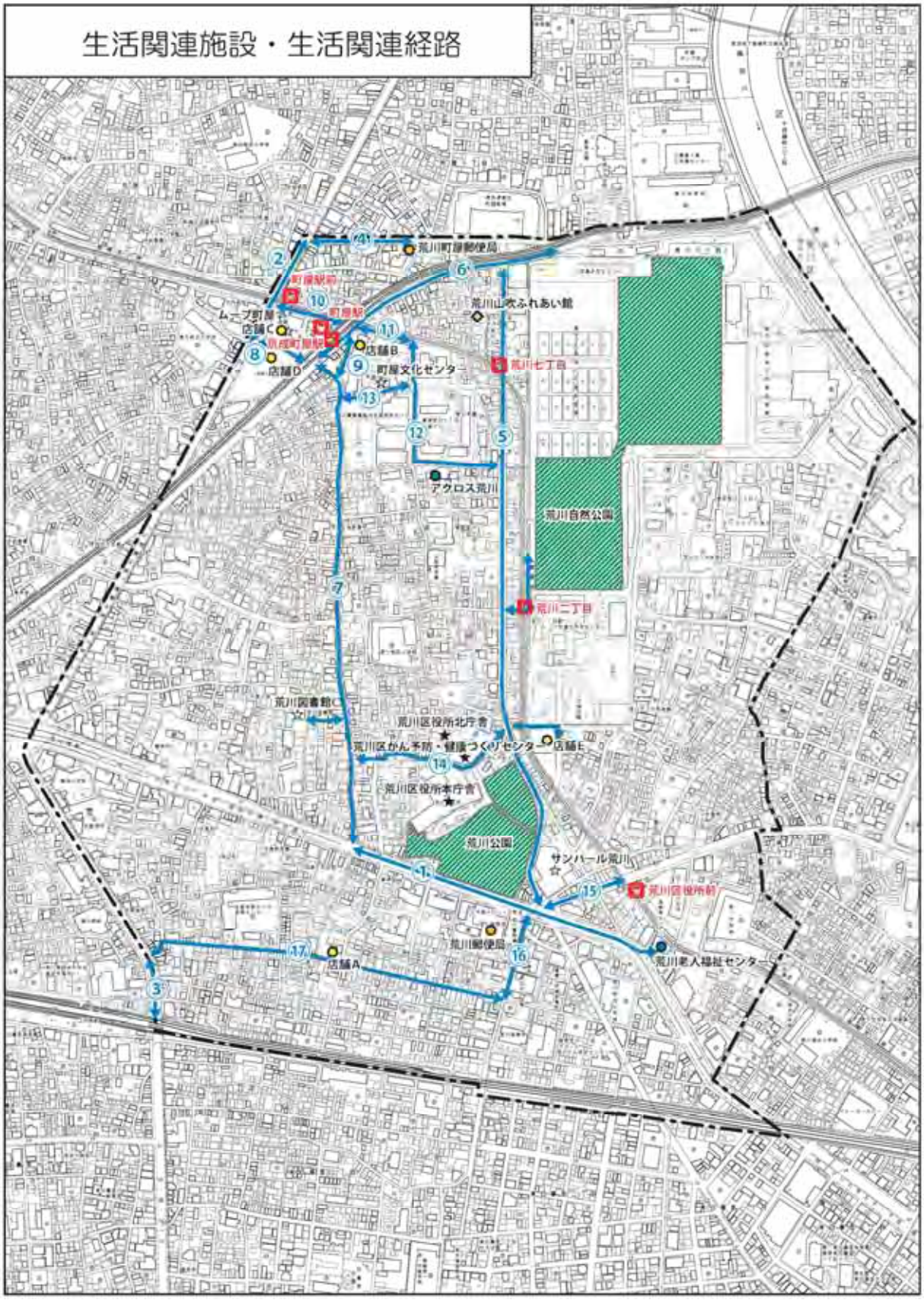

図 4-3　生活関連施設・生活関連経路

凡　　例

生活関連施設

- 駅・都電停留場
- ★ 区役所・区民事務所など
- ☆ 教育・文化施設
- 主な官公署など
- 福祉施設等
- 店舗
- 公園

生活関連経路

① 都道306号線（明治通り）
② 都道313号線（尾竹橋通り）
③ 都道313号線（尾竹橋通り）
④ 区道荒42号線（サンパール通り）
⑤ 区道荒42号線（サンパール通り）
⑥ 区道荒97・116号線（藍染川通り）
⑦ 区道荒44・262号線（荒川中央通り）
⑧ 区道荒44号線
⑨ 区道荒162号線
⑩ 区道荒290号線
⑪ 法定外通路
⑫ 区道荒43・167号線
⑬ 区道荒45号線
⑭ 区道荒185号線
⑮ 区道荒104号線（千住間道）
⑯ 区道荒72号線
⑰ 区道荒213-1号線（仲町通り）

N W E S

0　125　250　500 メートル

４ ワークショップによるまち歩き点検

本基本構想を作成するに当たり、区民が主体となって実際にまちや駅を歩き、問題点を発見し、整理し、課題についての意見交換を行う住民部会（ワークショップ）を開催しました。

＜実施概要＞

実施日	実施場所	テーマ	参加人数	点検箇所
平成 22 年 10月24日(日)	荒川区役所北庁舎 ３階会議室	・まち歩き（バリアフリー点検）の実施 ・バリアフリー上の問題点・課題の抽出	２５名	(次頁点検箇所参照)

＜点検箇所＞

班名（対象地区）	点検ルート
A 班（町屋駅周辺）	（町屋駅前（都電荒川線）下車） ①町屋駅前（都電荒川線）→②ムーブ町屋→③店舗 C →④町屋駅（東京メトロ千代田線）→⑤店舗 D→⑥京成町屋駅（京成本線） （→店舗 B、町屋文化センター）
B 班（荒川自然公園周辺）	①荒川七丁目（都電荒川線）→②荒川山吹ふれあい館 →③荒川自然公園→④荒川二丁目（都電荒川線）→⑤店舗 E
C 班（荒川区役所周辺）	①荒川区役所北庁舎→②荒川区がん予防・健康づくりセンター →③荒川区役所本庁舎→④荒川図書館→⑤アクロス荒川
D 班（荒川仲町商店街周辺）	①サンパール荒川→②荒川老人福祉センター→③荒川郵便局 →④店舗 A→⑤荒川公園

図 4-4　ワークショップの様子

＜バリアフリー点検経路＞

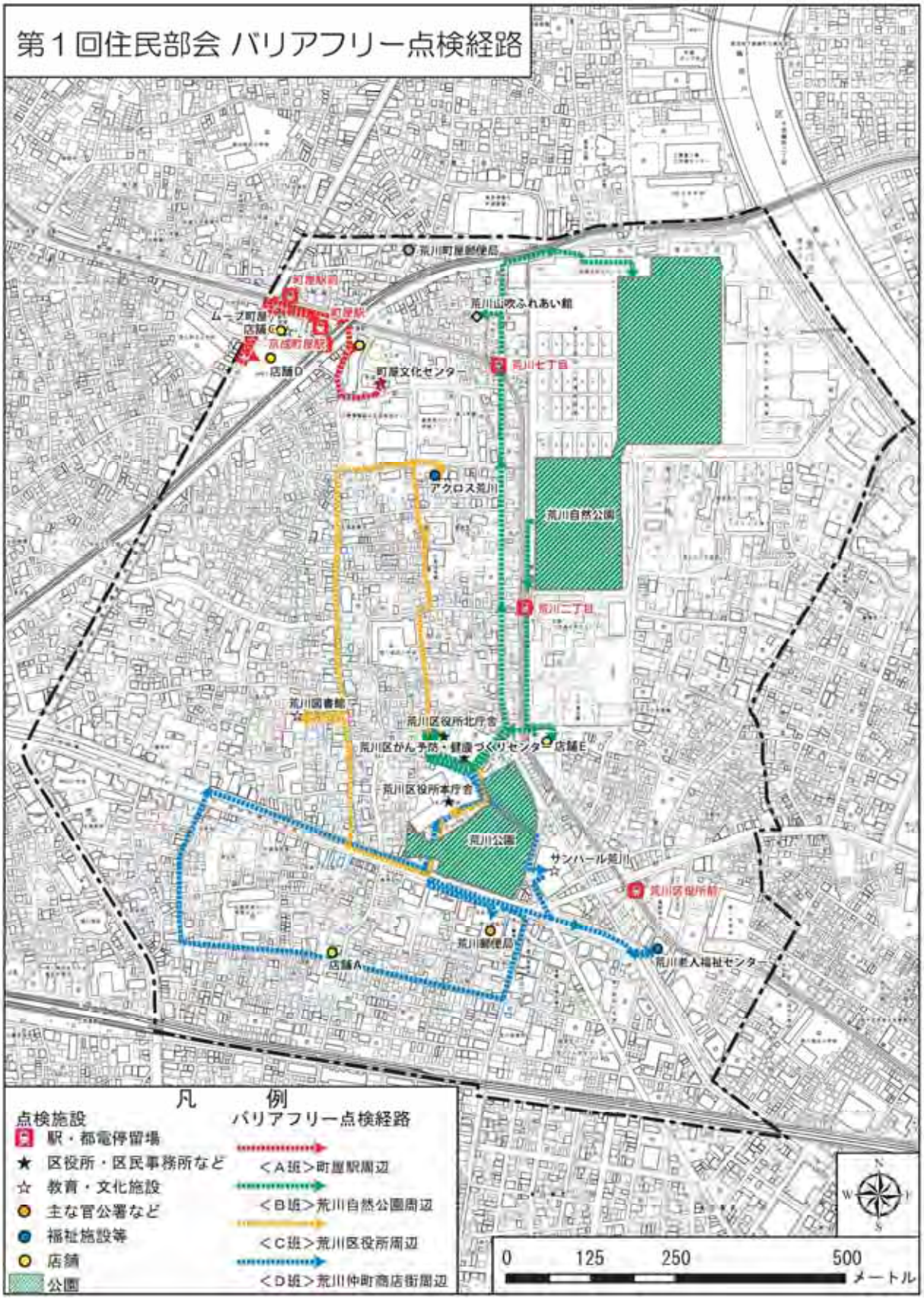

図 4-5　バリアフリー点検経路

＜ワークショップでの主な意見＞

①Ａ班（町屋駅周辺）

京成町屋駅（京成本線）	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・改札外（券売機の前）を自転車で通行する人がいる。
＜ホーム＞	・エレベーターの乗降口をもう少し広くしてほしい。ゴミ箱や看板で狭くなっている。
＜階段＞	・手すりの点字シートに点字がない。
＜エスカレーター＞	・上り・下りの運転時間案内をはっきりしてほしい。
＜エレベーター＞	・改札を入ってから、エレベーターの位置が分かりにくい。
＜トイレ＞	・1F トイレは、おむつ替えのベッドが出しっぱなし等、使い方のマナーが悪い。 ・M2F トイレは、出入口に段差（12～13cm）があり危ない。
町屋駅（東京メトロ千代田線）	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・エレベーターの位置案内を分かりやすい場所に設置してほしい。
＜ホーム＞	・B3F ホームの点字ブロックの形状が途中で変わっている。
＜改札＞	・改札を入ってすぐの点字ブロックすれすれに物が置いてあり邪魔である。
＜トイレ＞	・トイレに音声案内がついていない。
＜その他＞	・車いすルートに車いす対応トイレが設置されていない。
町屋駅前（都電荒川線）	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜車両＞	・8,000 番台の車両は段差があり乗降が困難である。 ・ベビーカー利用者は後ろのドアから都電に乗れるようにしてほしい。
＜ホーム＞	・停留場に乗り換えの案内がほしい。
道路	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜都道 313 号線＞ （尾竹橋通り）	・歩道上の点字ブロックが途中で途切れている。
＜道路全般＞	・歩道を設置してほしい。

②Ｂ班（荒川自然公園周辺）

荒川自然公園	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・出入口のスロープの勾配が急で車いすでは出入が困難である。 ・荒川二丁目停留場側の出入口のスロープが狭くて歩きにくい。
＜園内＞	・水飲み場が平坦でなく危険である。 ・公園内の園路の舗装が凸凹していて歩きにくい。
＜トイレ＞	・障害者トイレが使用禁止となっている。建て替えてほしい。
店舗Ｅ	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・出入口がもう１か所あると車いす利用者がいてもスムーズに出入りができる。
＜施設内＞	・トイレまでの通路が車いす１台分の幅しかないため、商品の陳列等に配慮してほしい。
道路	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜区道荒 42 号線＞ （サンパール通り）	・防災センターから北側の歩道は未整備で電柱があり、舗装面が凸凹して歩きにくい。 ・ウォーキングコースの路面表示以外に施設の方向、距離等の案内も表示してほしい。
＜区道荒 97・116 号線＞ （藍染川通り）	・歩道の横断勾配が急で危険である。

③Ｃ班（荒川区役所周辺）

荒川区役所本庁舎	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・１階出入口までのスロープの途中にひび割れによる段差があり危険 ・地下１階の夜間通用口に行く際のスロープの勾配が急である。
＜トイレ＞	・地下１階のトイレの扉が開き戸のため引き戸にしてほしい。
荒川区がん予防・健康づくりセンター	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・出入口の勾配が急で車いすでは出入が困難である。
＜案内＞	・施設案内図が小さいので大きく表示してほしい。
＜エレベーター＞	・車いす用エレベーターのボタンと車いす用エレベーターが必ずしも連動していない。
＜トイレ＞	・だれでもトイレ内の洗面所が車いす利用者には距離が遠い。
荒川図書館	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・出入口の勾配が急で車いすでは出入が困難である。 ・出入口の扉を自動ドアにしてほしい。
道路	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜区道荒44･262号線＞ （荒川中央通り）	・防護柵、点字ブロックを設置してほしい。 ・電柱の移設による歩行空間の確保
＜道路全般＞	・路面表示による施設への案内の充実

④Ｄ班（荒川仲町商店街周辺）

サンパール荒川	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・１階出入口までのスロープの途中にひび割れによる段差があり危険 ・地下１階の夜間通用口に行く際のスロープの勾配が急である。
＜トイレ＞	・地下１階のトイレの扉が開き戸のため引き戸にしてほしい。
荒川公園	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・公園と区役所との間に段差があり、車いすだと乗り入れが厳しい。
＜園路＞	・インターロッキングがガタガタで歩きにくい。
店舗Ａ	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜出入口＞	・出入口に傾斜が急で車いす利用者には出入りが困難である。また、車いすが玄関マットを巻き込んでしまい危険である。 ・出入口に駐輪している自転車が危険
＜階段＞	・２階に上がるのに階段しかないため車いす利用者は２階に上がれない。
道路	
点検箇所	**主な指摘事項**
＜都道306号線＞ （明治通り）	・全体的に歩行者用信号の青時間が短いので長くしてほしい。 ・バス停までの点字ブロックが設置されていない。 ・バス停のバスの乗降口付近が切り上げされていない。（荒川区役所側）
＜区道荒213-1号線＞ （仲町通り）	・自転車の駐輪が歩行の邪魔になっている。 ・段差解消用の鉄板処理が不十分で逆に障害になっている。

※ワークショップ当日の主な意見を抜粋

5 特定事業計画

（1）特定事業メニュー

特定事業メニューは、地区住民アンケート、住民部会（ワークショップ）における区民意見（問題点・課題）に対して、各関係事業者に「区民意見に対する方針」「特定事業の内容」を照会し、個別協議を行い作成しました。

今後は、各事業メニューについて各事業者がバリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準やガイドラインに沿って特定事業計画を作成し、事業を計画的に実施していきます。

各事業メニューは、全体構想の目標年次を基本に、短期（平成 23 年～3 年程度）、中期（平成 23 年～5 年程度）、長期（平成 23 年～10 年程度）で目標設定しています。

事業の実施後は、進捗状況を評価・管理することで、事業の効果的な改善（フォローアップ）を図り、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を目指していきます。

なお、現時点で事業実施が困難となっているものについても、今後、課題解決の可能性を見極めた段階で随時、事業内容の見直しを行います。その後は、必要に応じて特定事業計画を作成することにより効率的で効果的な事業の実現を目指します。

＜特定事業メニュー＞

【公共交通特定事業】

- 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- 特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）
- その他駅ホームにおける安全設備（案内標識・ホームドア等）の整備

【道路特定事業】

- 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

【都市公園特定事業】

- 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

【交通安全特定事業】

- バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

（２）公共交通特定事業

①東京地下鉄株式会社

＜施設概要＞

駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
町屋駅 東京メトロ千代田線	東京地下鉄株式会社	エレベーター、エスカレーター、車いす対応トイレについて整備済み

＜特定事業計画＞

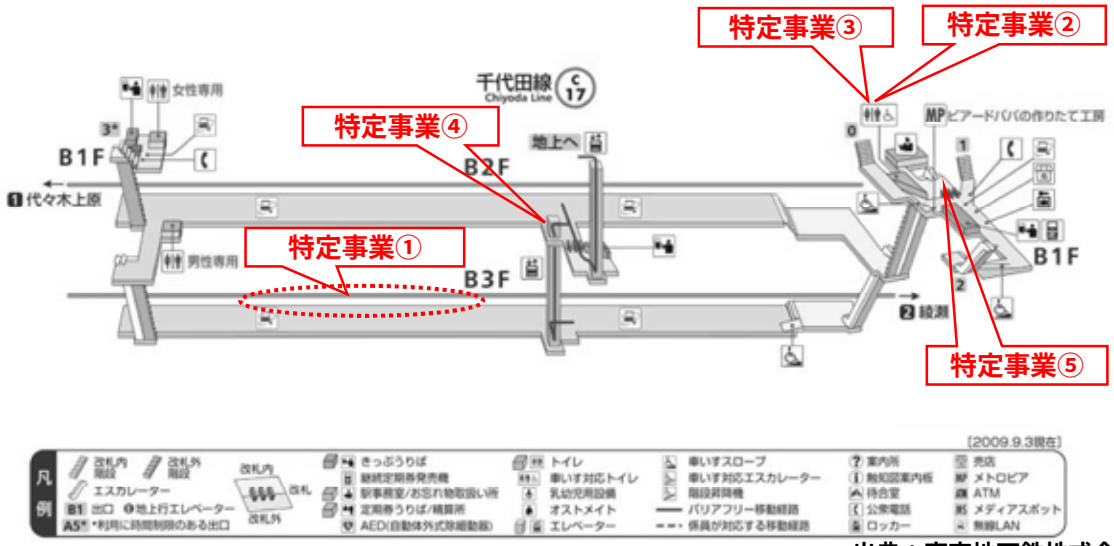

出典：東京地下鉄株式会社 HP

項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
B3F ホーム	①小判型の点字ブロックの改修は、現時点では、詳細な整備時期は未定ですが、駅改良時に併せて改修を検討します。			■
B1F トイレ	②車いす用トイレの扉が重く開けにくいため調整します。	■		
	③トイレの音声案内は、トイレ改良時に設置します。			■
案内・情報	④エレベーターの乗換案内については、エレベーター内からも見やすい位置を検討の上、乗換案内サインを設置します。	■		
その他	⑤点字ブロックの横にある案内ラックについては、場所を検討の上、移設します。	■		

＜その他の検討事項＞

○　０番出入口の屋根設置は、他社財産のため別途協議が必要になるため、施設管理者側と協議していきます。
○　１番出入口は一般的な出入口の幅と勾配になっていますが、駅改良時に併せて改修できるか検討します。
○　２番出入口は、１方向について段差解消されているため段差のある箇所について解消する予定はありません。
○　３番出入口のスロープ解消は物理的に困難です。
○　駅構内の設備はガイドラインに沿って整備していますが、利用者からの申出があれば、駅係員による対応をします。
○　ホーム上の点字ブロックが途切れている箇所については、原因を調査確認の上、整備検討いたします。
○　ホームドアの設置は、現時点では物理的に困難です。将来的には、物理的課題が解決できるよう継続的に検討していきます。
○　ホーム傾斜等の注意喚起に係る案内については路面表示に統一していますが、他の対応が可能か検討します。
○　B2F ホームからエレベーターまでの動線は、一般利用者との動線を考慮して点字ブロックを配置していますが、駅改良時に併せて改修できるか検討します。
○　エスカレーターから B2F ホームまでは、構造上の問題等、スロープの設置が困難です。
○　出入口（２番出入口を除く）へのエスカレーター設置は、構造上の問題等困難です。
○　エレベーターの新設は、地上用地の問題、構造上の問題等設置が困難です。
○　エレベーターは、バリアフリー法に沿った基準適合のエレベーター（11 人乗り）を設置しています。また、ホームからのエレベーターの乗換については、改札内外を分ける必要があるため B2F で地上エレベーターと分けています。
○　案内表示については、今後も、利用者の意見を聞きながら継続的に分かりやすい案内の充実に努めます。

②京成電鉄株式会社

＜施設概要＞

駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
京成町屋駅 京成本線	京成電鉄株式会社	エレベーター、エスカレーター、多目的トイレについて整備済み

＜特定事業計画＞

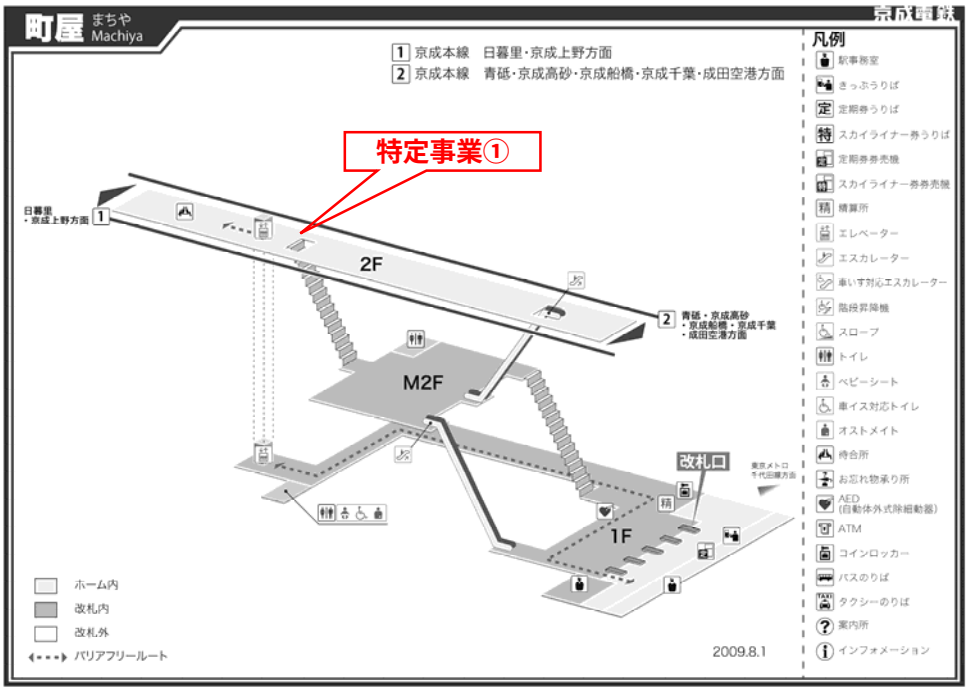

出典：京成電鉄株式会社 HP

項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
階段	①ホーム上の階段、改札口・出口向けの点字欠損箇所を補修します。	■		

＜その他の検討事項＞

○ 出入口付近の違法駐輪、改札外の自転車利用等については、区及び警察の対応に協力していきます。
○ ホーム幅員が不足しており、大型の案内表示器の設置は困難と考えています。
○ 多目的トイレは、車いす御利用の方などの利便性のため、広いスペースを確保する必要があるため、支障となる設備の設置は必要最小限とさせていただいています。
○ トイレ等、駅構内の設備の利用に対しては、利用マナーの向上を図るため注意書きによる啓蒙や、定期的な巡回を実施していきます。
○ 中２階のトイレは、漏水防止対策上、出入口に多少の段差を設けています。段差の少ない１階トイレも御利用下さい。
○ ホーム・中２階間のエスカレーターは、平日朝１０時まで下り運転させていただいています。エレベーター設備も、ご利用ください。
○ ホーム幅員が狭いこと、待合室を設置していることなどもあって、スペースに余裕のある駅と比べ、エレベーターの乗降口が狭くなっており、現状以上のスペース確保は難しいです。
○ コンコース内の自転車通行を防止するため、出入口にポールを設置していますが、車いす利用の方が通行できるだけの間隔も設けています。自転車通行の防止解決には自転車の全面通行禁止とその遵守が理想ですが、生活道路として駅構内が使われている現状から、実施は鉄道事業者単独の努力では困難と考えています。

③東京都交通局（都電荒川線）

＜施設概要＞		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
町屋駅前 都電荒川線	東京都交通局	停留場には、スロープと点字ブロック設置済み ホームのかさ上げを行い車両との段差を解消 全ての車両に車椅子スペースを設置

＜特定事業計画＞				
項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
ホーム	①ホームの拡幅は、将来の道路拡幅時に検討します。			■
案内・情報	②ホーム上の乗り換え案内は、既存のものをより分かりやすいものに改善します。	■		
車両	③8,000 番台の車両は構造上改良が困難なため、引き続き車いす利用者の乗降時は、運転手が必要に応じて車内に装備しているスロープ板で対応します。	■	■	■

＜その他の検討事項＞
○　ベビーカーの乗降は、安全確保のため前乗り、後降りを基本としています。

＜施設概要＞		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
荒川七丁目 都電荒川線	東京都交通局	停留場には、スロープと点字ブロック設置済み ホームのかさ上げを行い車両との段差を解消 全ての車両に車椅子スペースを設置

＜特定事業計画＞				
項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
ホーム	①ホームに設置しているスロープの手すりは、延長を検討の上で実施に向け取り組みます。	■		
案内・情報	②停留場に設置している案内板より詳しい周辺施設情報を表示します。	■		
	③視覚障害者用の案内表示設置を検討の上で実施に向け取り組みます。		■	
車両	④8,000 番台の車両は構造上改良が困難なため、引き続き車いす利用者の乗降時は、運転手が必要に応じて車内に装備しているスロープ板で対応します。	■	■	■

＜その他の検討事項＞
○　ベビーカーの乗降は、安全確保のため前乗り、後降りを基本としています。

④東京都交通局（都営バス）

＜施設概要＞		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
―	東京都交通局	平成 19 年度末現在、全車両の 73%に当たる 1,077 両がノンステップバス 都営バス全車両に筆談具を設置

＜特定事業計画＞				
項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
車両	①平成 24 年度中に全ての路線バスをノンステップバスにします。（平成 22 年 12 月時点で、全体の 88.5%、1462 台中 1294 台が導入済み）	■		
その他	②研修の充実を図る等、乗務員の接遇向上、機器操作の習熟に継続的に取り組みます。	■	■	■

＜その他の検討事項＞

○　東京都交通局では、都営バスに関する路線、運賃、各種乗車券等の情報をまとめた各種パンフレットの配布、ホームページ上での時刻表やバス停、運賃等の情報を掲示、バス車内における、アナウンスや掲示板で行き先や停留所の案内等を実施しており、今後とも、利用者に分かりやすい情報提供に努めます。

⑤京成バス株式会社

＜施設概要＞		
駅名	事業主体	バリアフリー化の状況
―	京成バス株式会社	ノンステップバスの導入

＜その他の検討事項＞

○　京成バスでは、全ての車両をノンステップバスにて運行しています。
○　当社ホームページによる案内や、バス停、バス車内にて掲示物等による周知を行っております。また、乗務員によるアナウンスも重点的に行っている路線であります。今後も御利用されるお客様に安心して乗車していただけるようサービス向上に努めます。

（３）道路特定事業

①東京都第六建設事務所（都道）

＜施設概要＞

道路名	事業主体	バリアフリー化の状況
都道 306 号線（明治通り） ＜生活関連経路①＞（特定事業①～③） 都道 313 号線（尾竹橋通り） ＜生活関連経路②、③＞（特定事業④～⑨）	東京都第六建設事務所	・荒川区役所付近(荒川区荒川３丁目～４丁目地先、延長 290m)の歩道のセミフラット化整備が完了 ・対象路線における巻き込み部及びバス停の点字ブロック設置が完了

＜特定事業計画＞

＜都道 306 号線（明治通り）＞

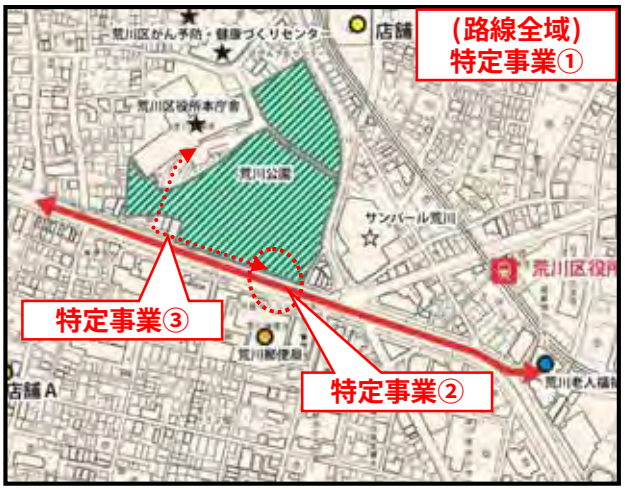

＜都道 313 号線（尾竹橋通り）＞

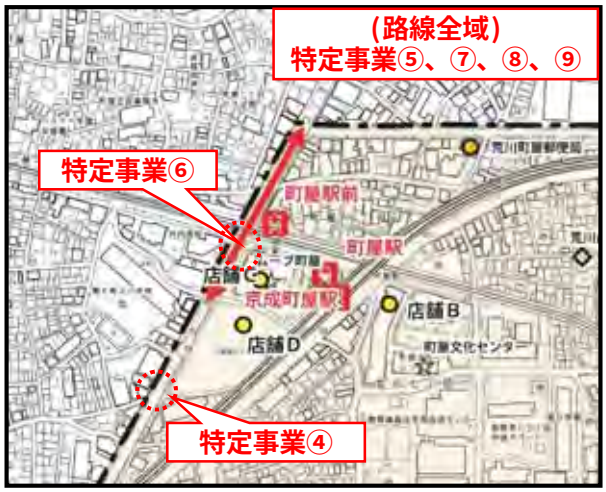

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
都道 306 号線(明治通り)	①歩道上を私的に占有している箇所については、道路使用の適正化に向けて、指導・監督します。	■	■	■
	②平成 24 年度を目途に、荒川区役所バス停付近の歩道改修を行います。	■		
	③平成 23 年度を目途に、荒川区役所前バス停と区役所間の連続的な点字ブロック整備を行います。	■		
都道 313 号線(尾竹橋通り)	④平成 23 年度を目途に、車道と歩道との間の段差箇所を改修し、段差を小さくします。	■		
	⑤店舗前の放置自転車については、今後も巡回を行い、長時間駐輪し、破損している自転車の撤去に努めていきます。	■	■	■
	⑥平成 23 年度を目途に、舗装が凸凹している箇所の歩道補修を行い、歩道の段差を小さくします。	■		
	⑦歩行者の通行を邪魔している自転車については、区の活動に協力し、利用者の自転車乗車マナー向上に努めていきます。	■	■	■
	⑧交通管理者が自転車の歩道通行を許可している箇所についても、区の活動に協力し、利用者マナーの向上に努めていきます。	■	■	■
	⑨放置自転車問題については、引き続き、区の放置自転車キャンペーン等に参加し、広報活動に努めます。	■	■	■

＜その他の検討事項＞

○ 明治通りの歩道の舗装が一色に統一化されていないのは、歩行者用歩道と自転車用歩道を区別するためであり、その効果を確保するため現状を維持しています。今後、舗装色の統一化については、全体の状況を確認しながら検討していきます。

○ 荒川三丁目バス停のバス乗降口付近は、地先の車両通行用に切下げられている部分のため切り上げは困難です。

○ 区役所前の歩道橋はエレベーター設置が物理的に困難です。

○ 都市計画道路の整備と合わせて電線類を地中化します。

○ 歩道において、インターロッキング舗装は一般的な舗装方法であり、今後、段差・ガタツキ等が発生したら補修を行います。

○ 尾竹橋通りの歩道上の点字ブロックが途中で途切れている箇所は、既に補修済みです。今後も、点字ブロックが途切れている箇所は、早急に対応していきます。

○ （尾竹橋通りの）アーケードの設置に伴う占用許可は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うので、従来から抑制の方針をとっています。今後の設置要望については、必要性を十分検討した上、対応していきます。

②荒川区（区道）

＜施設概要＞		
道路名	事業主体	バリアフリー化の状況
区道荒 42 号線（サンパール通り） ＜生活関連経路④、⑤＞（特定事業⑥～⑧） 区道荒 97・116 号線（藍染川通り） ＜生活関連経路⑥＞（特定事業⑨～⑩） 区道荒 44・262 号線（荒川中央通り） ＜生活関連経路⑦＞（特定事業⑪～⑭） 区道荒 290 号線 ＜生活関連経路⑩＞（特定事業⑮） 区道荒 104 号線（千住間道） ＜生活関連経路⑮＞（特定事業⑯） 区道荒 213-1 号線（仲町通り） ＜生活関連経路⑰＞（特定事業⑰）	荒川区	―

＜特定事業計画＞

＜区道荒 42 号線（サンパール通り）＞

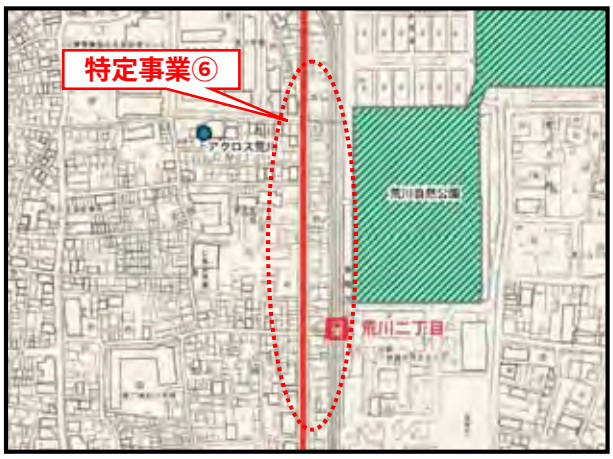

＜区道荒 97・116 号線（藍染川通り）＞

＜区道荒 44・262 号線（荒川中央通り）＞

＜区道荒 290 号線＞

＜区道荒 104 号線(千住間道)＞

＜区道荒 213-1 号線(仲町通り)＞

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
地区全体	①地区内の自転車利用については、毎月第３土曜日に開催している自転車免許講習会等でマナー違反運転の危険性について、一層啓発し、利用マナー向上に努めます。	■	■	■
	②地区内の路上駐輪・路上駐車については、交通管理者と連携し、今後とも撤去活動を徹底します。	■	■	■
	③歩道上の植樹鉢、ゴミネットに対しては、物理的な対応が困難なため、各町会において利用マナーの向上等を検討します。	■	■	■
	④道路上に段差解消の鉄板などを設置することで歩行者の通行の邪魔になるとともに道路の排水を阻害するため、設置しないよう指導します。 また、区の道路工事を実施する路線では、玄関や駐車場等の前を段差が少ない側溝で整備していきます。	■	■	■
	⑤町屋駅から区役所やアクロス荒川までの案内誘導については、案内方法や内容等を検討した上で実施に向け取り組みます。	■	■	
区道 荒 42 号線 （サンパール通り）	⑥防災センターから都電荒川七丁目停留場までの歩道未整備区間は、荒川二丁目複合施設の建設に合わせて工事を行います。		■	
	⑦サンパール荒川前の歩道の舗装は改修後20 年近く経過しているため、改修時期を検討した上で実施に向け取り組みます。		■	

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
区道 荒 42 号線 (サンパール通り)	⑧サンパール通りの歩道へ設置した路面シートに施設の方向等多くの情報を盛り込むことは困難なため、ウォーキングの際に活用できるマップを作成し配付しています。	■	■	■
区道 荒 97・116 号線 (藍染川通り)	⑨藍染川通りの歩道幅員が狭い箇所、曲がり角が急な箇所については、ガードパイプの移設等を含め、可能な限り有効幅員が確保できるよう、交通管理者と協議し対応していきます。	■	■	■
	⑩京成電鉄ガード下道路の改修については、京成電鉄及び交通管理者と継続的に検討します。	■	■	■
区道 荒 44・262 号線 (荒川中央通り)	⑪歩行空間を阻害している電柱の移設について、関係事業者と協議し、実施に向け継続的に取り組みます。 また、荒川中央通り～藍染川通りの接続部はカーブミラーの設置についても引き続き検討します。	■	■	■
	⑫歩道が狭く、車のスピードが速い区間についてはガードパイプの設置やスピードの抑制策等、可能な限り交通管理者と協議し、実現に向けて取り組みます。	■	■	■
	⑬歩道の横断勾配については、改修時期を検討した上で実施に向け取り組みます。	■	■	■
	⑭店舗の店先等で商品や看板が恒常的に歩道を占有している箇所について区では、商店街、警察、関係所管と連携して、店舗に直接出向いて指導・警告等をしています。 今後とも、違反に対しては、厳しく対応していきます。	■	■	■
区道 荒 290 号線	⑮都電町屋駅前から京成町屋駅に向かう途中の点字ブロックが途切れている箇所については、東京都交通局・第六建設事務所と協議し、速やかに対応します。	■		
区道 荒 104 号線 (千住間道)	⑯古い電柱については、所有者不明の電波障害対策用のケーブルが付属しているため、東京電力では撤去ができない状況にあります。 アナログ放送の配信が終了次第、撤去できる見込みです。	■		
区道 荒213-1号線 (仲町通り)	⑰あらかわエコセンター敷地内の舗装について、改修時期を検討した上で実施に向け取り組みます。	■	■	■

＜その他の検討事項＞

○ サンパール通りは道路用地が確保できないため、現状では物理的対応は困難であるが、警察と協力し自転車利用のマナー向上に努め、歩行者と自転車が錯綜（さくそう）しないように努めます。

○ 藍染川通りは下水道施設の藍染川幹線に覆蓋（ふくがい）された道路であり、現状では歩道の勾配を解消するために車道を下げることが物理的に困難であることから、別途可能な範囲で対応策を検討します。

○ 藍染川通りは道路用地が確保できないため、現状では物理的対応は困難であるが、放置駐輪の撤去等によりスペースの確保に努めます。

○ 千住間道の舗装に使用している歩道用ブロック製品は、滑りにくく水はけの良い透水性の舗装材を使用しています。

○ 荒川さつき保育園前の通りは道路用地が確保できないため、現状では物理的な対応は困難であるが、可能な限り見通しが確保できるよう、交通管理者と協議し対応していきます。

○ 仲町通り～明治通りに出る通りは道路用地が確保できないため、現状では物理的な対応は困難であるが、可能な限り歩行者の安全が確保できるよう、交通管理者と協議し、対応していきます。

○ 店舗Ｅの通りは道路用地が確保できないため、現状では物理的な対応は困難であるが、可能な限り歩行者の安全が確保できるよう、交通管理者と協議し対応していきます。

○ コミュニティバスのバス停の上屋を設置すると、十分な歩行空間の確保ができないため、現状での対応は困難であるが、将来的に対応が可能かどうか引き続き検討します。

（4）都市公園特定事業

①荒川区公園緑地課

＜施設概要＞		
施設名	事業主体	バリアフリー化の状況
荒川公園	荒川区公園緑地課	多目的トイレの設置

＜特定事業計画＞				
項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
園路	園路の舗装（インターロッキングブロック）が凸凹の箇所は樹木の根による影響と思われるので調査して対応します。	■		

＜その他の検討事項＞

○　車いすで区役所から荒川公園に乗り入れる際は、車いす用に切下げてある場所を通行してもらうよう案内等の充実を検討します。

○　荒川公園は多くの方々が訪れる公園であり、多目的トイレ内の子供用便器は必要と考え、限られたスペースの中で設置しています。

＜施設概要＞		
施設名	事業主体	バリアフリー化の状況
荒川自然公園	荒川区公園緑地課	車いす対応トイレの設置

＜特定事業計画＞				
項　目	特定事業の内容	短期	中期	長期
出入口	平成 23 年度に、荒川二丁目入口にエレベーターを整備する予定です。整備にあわせエレベーターに続く通路も改修します。	■		
園路	段差がある箇所における防護柵の不備は、調査し対応します。園路の舗装の凹凸は、樹木の根が原因と考えられますが、調査を行い対応します。	■		
トイレ	荒川自然公園は下水施設の屋上にあり、トイレ建物本体が下水道局の所有となっています。そのためトイレ改修建替えにあたっては荷重制限等様々な制限がありますが、下水道局と協議の上、園内に「だれでもトイレ」及び制限範囲内で可能な限りのトイレの設置を検討していきます。また、設置後は、設備の点検、清掃の頻度及び手順の見直し、芳香剤の設置等を行います。		■	
設備	水飲み場は園内に計画的に配置しています。設置場所の非平坦性は点検して対応できるものは対応します。		■	

＜その他の検討事項＞

○　荒川七丁目側の出入口は構造的に改修が難しいため、ベビーカーの方は他の出入口を利用してもらうよう案内誘導の充実についても検討します。（平成 23 年度に荒川二丁目側の出入口にエレベーターを設置予定）

○　障害者用トイレの便座の高さについては、便座交換による適正化を検討します。

（５）交通安全特定事業

＜施設概要＞

道路名	事業主体	バリアフリー化の状況
都道 306 号線（明治通り） ＜生活関連経路①＞（特定事業①～⑥） 都道 313 号線（尾竹橋通り） ＜生活関連経路②、③＞（特定事業⑦～⑧） 区道荒 42 号線（サンパール通り） ＜生活関連経路④、⑤＞（特定事業⑨） 区道荒 97・116 号線（藍染川通り） ＜生活関連経路⑥＞（特定事業⑩）	荒川警察署	―

＜特定事業計画＞

＜都道 306 号線（明治通り）＞

＜都道 313 号線（尾竹橋通り）＞

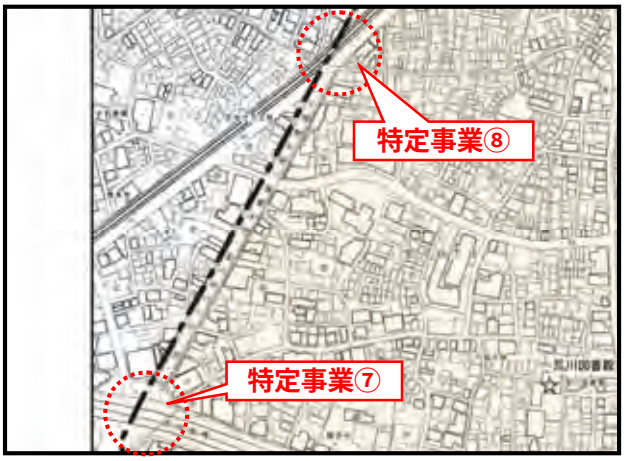

＜区道荒 42 号線（サンパール通り）＞

＜区道荒 97・116 号線（藍染川通り）＞

道路名	特定事業の内容	短期	中期	長期
都道306号線 (明治通り)	①信号機の時間の長短について検証し、長くする必要性がある場所については、本部管制課と協議し、継続的に検討します。	■		
	②荒川警察署前の交差点では、引き続き警察官の常時配置（AM7：30～PM5：30）を実施し、信号の変わり目に走行している車、横断している自転車、歩行者に対し警笛を活用して注意喚起を行います。	■	■	■
	③荒川警察署前の交差点の自転車横断帯の幅については、本部と協議し、拡張を検討します。	■		
	④荒川警察署前の交差点は、自転車のルール違反が多く、自転車の事故が増加していることから引き続き交通切符を切って取締りを実施します。	■	■	■
	⑤荒川区役所付近の乱横断対策として横断歩道の設置の必要性を検討し、必要と判断したら設置の上申を行います。	■		
	⑥信号無視に対しては、引き続き自転車安全教室、自転車ストップ作戦を実施し、自転車マナーの向上に努めます。	■	■	■
都道313号線 (尾竹橋通り)	⑦宮地陸橋交差点の右折車用補助信号設置については、現場実査を行い、設置の必要性を検討します。			■
	⑧赤信号無視車両は、積極的に取締りを実施します。なお、毎月１回、町会長による街頭配置を行っています。	■	■	■
区道 荒42号線 (サンパール通り)	⑨サンパール通りでは、特に高齢者が横断歩道のないところで横断しており、重大事故につながっていることから、引き続き現場で口頭注意を行います。	■	■	■
区道 荒97・116号線 (藍染川通り)	⑩町屋斎場付近の交差点については、横断者の有無と横断歩道の設置の必要性について検証を行います。必要性があれば設置の上申を行います。	■		

＜その他の検討事項＞

○　宮地陸橋交差点の歩行者用信号については、現場実査を行い、青時間の長短を検証します。（上申中）
○　荒川区役所東交差点の信号サイクルの検証を実施し、時間変更の必要性を検討します。
○　京成町屋駅前の信号サイクルを検証し、変更の必要があれば、変更します。
○　京成町屋駅前は、音響式信号機の設置に取り組みます。
○　花の木交差点の信号無視に対しては、警察官の指導、取締りを強化し、違反者に対しては厳しく対処します。
○　千住間道の車の交通量が多い区間については、信号設置の必要性と設置可能の可否を検討します。

（6）公共建築物のバリアフリー整備の考え方

重点整備地区内の建築物については、公共の建築物を中心におおむねバリアフリーに関係する施設整備は完了しているものの、利用の観点からは、必ずしも利用者の意見が反映されているとは限らず、まだまだ課題が挙げられます。区が管理する公共建築物についてのバリアフリー整備の考え方を示します。

＜個別施設のバリアフリー整備の考え方＞

①荒川区役所本庁舎
○ 車いすの使用に配慮したレイアウトに変更していきます。 ○ 耐震改修工事終了後、庁内及び駐車場等の案内表示を見直し、分かりやすい案内について、受付職員と対応方法を協議していきます。 ○ 出入口までのスロープや舗装の破損時には、原因を調査し、対応に努めます。
②荒川区役所北庁舎
○ 施設内の受付カウンターに分かりやすい案内誘導の設置を行い、必要に応じて職員がローカウンターやロビーへ案内し、対応していきます。
③荒川区がん予防・健康づくりセンター
○ 出入口の点字ブロックや施設内の設備、案内表示等は、今後の施設の更新にあわせて、整備を検討します。 ○ 施設への出入や、施設利用について困ったことがあれば、職員が迅速に対応できるよう普段から職員への教育、意識付けを徹底します。
④サンパール荒川
○ 出入口の設備の修繕等は、施設の改修時期にあわせて、道路管理者、指定管理者と協力しバリアフリー化に努めます。
⑤ムーブ町屋
○ 駐輪場の利用、取締りについては、自転車対策係とセンターまちや管理組合に検討を依頼します。
⑥荒川図書館
○ 出入口のバリアフリー化、施設内の設備の整備は新館建設時にあわせて検討していきます。 ○ 新館建設までの間は、施設内の利用、放置駐輪の撤去等、職員による対応を行います。
⑦荒川老人福祉センター
○ 利用者が利用しやすいよう施設内の設備の配置を再検討します。
⑧アクロス荒川
○ 施設内の設備の設置、修繕は、利用者の意見を聞き、施設の改修時期にあわせて検討します。 ○ 駅からの案内誘導は、道路管理者等と協力して実施に向け検討します。
⑨荒川山吹ふれあい館
○ 施設内の設備の案内については、利用者により分かりやすくするため、案内板の大きさや位置等、改善するよう検討していきます。 ○ 町屋駅・都電停留所から施設までの案内については、サイン設置の担当部局に情報提供し、検討します。
⑩生涯学習センター
○ 洋式トイレの増設については、今後、設備の更新時期に合わせて検討します。

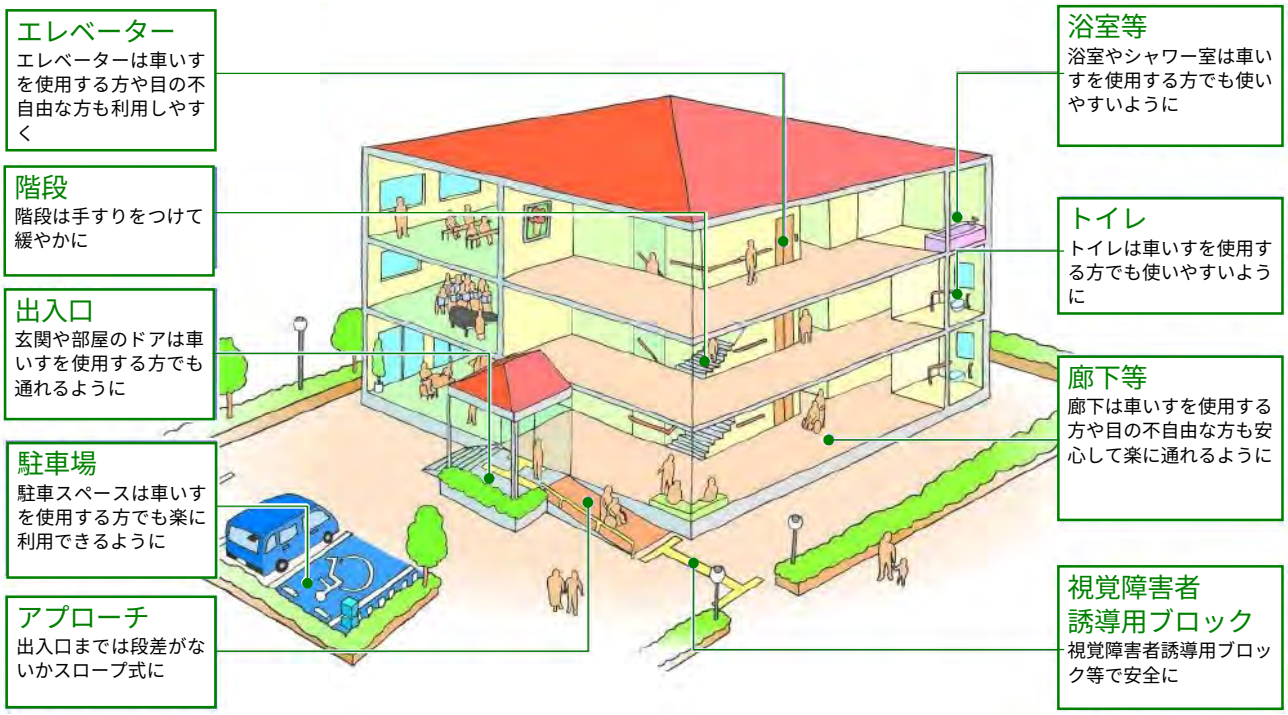

資料：国土交通省ホームページより作成

図 4-6　公共建築物のバリアフリー整備の考え方

（7）民間建築物のバリアフリー整備の考え方

民間の建築物については、荒川区の指導の下、バリアフリー化が進むよう、事業者への普及啓発に努めます。

（8）商店街等のバリアフリー整備の考え方

商店街等についても、バリアフリー化が進むよう、普及啓発に努めます。

6 バリアフリーにおける区民の取組

事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題や区民が生活していく上での身近な課題に対しては、区民が主体となって解決していくことが求められます。

住民部会の中では、アンケート、ワークショップで抽出された町屋駅・区役所周辺地区及び荒川区全体のソフト的な課題の中から、特に区民による問題意識の高い以下のテーマについて、「区民自らができること（自助）」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること（共助）」を検討しました。

今後、こうした区民の主体的な取組を通じて、バリアフリーに対する「気付き」の機会を増やし、心のバリアフリーの普及、啓発につなげていくことが期待されます。

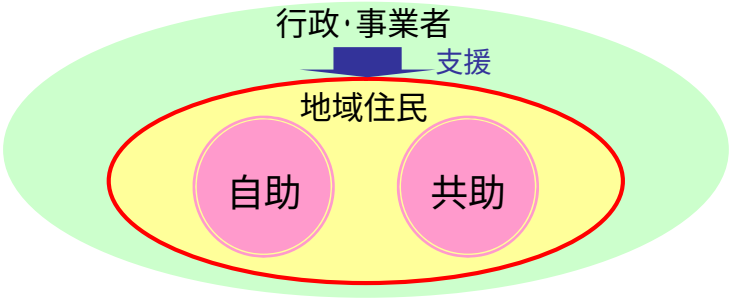

図 4-7　区民が主体となった取組の考え方

① 自転車利用マナーの向上

＜自らができること＞
○ 自転車に乗りながら携帯電話を見ない。 ○ 買物時は店前の駐輪スペースにきちんと駐輪する。 ○ 近場への移動はなるべく徒歩で、遠方への移動は公共交通機関の利用を心掛ける。 ○ 高齢者・障がい者等の横を通過するときは自転車から降りて通行する。 ○ 信号無視等を行っている人に対しては、勇気を持って注意をする。（継続して行うことが大事） ○ 子供へのマナー教育を行う。（家庭、幼稚園や小学校等で教育の場を設ける。）
＜周囲に協力を求めること＞
○ 車椅子もある程度のスピードが出ているため自転車で急に前に出てこないでほしい。 ○ 自転車のハンドルが近くにくると恐いので通過するときは離れてほしい。＜車いす利用者＞ ○ 高齢者（特に女性）の利用マナーを改善してほしい。（一時停止等の呼び掛け） ○ 自転車の安全運転講習会の開催する（特に事故例の紹介） ○ 自転車利用マナー向上のためのパンフレット作成
＜取組実施に向けての課題＞
○ 荒川警察署と地域住民の連携・協力による対応（当事者への声掛け等） ○ 学校教育等における子供の頃からの自転車利用マナーの教育 ○ 行政、事業者によるパンフレット作成のための費用負担の補助

② 路上駐輪の排除

＜自らができること＞
○ 親は子供に路上駐輪をしないよう手本を見せる。 ○ 同じ場所に長く駐輪してあるものについては行政等の関係機関に連絡する。特に暗くて人通りが少ないところは注意してみる。 ○ 違法駐輪等の現場を見かけたら勇気を持って注意する。 ○ 違法駐輪の撤去を強化するよう、区民から行政に呼びかける。
＜周囲に協力を求めること＞
○ 近隣住民にも路上駐輪を排除してもらうように呼び掛ける。 ○ （路上駐輪の）指導員が年配の方が多い、若い人にやってもらうと説得力がある。 ○ 一時利用置場等、駐輪場への案内を充実させる。
＜取組実施に向けての課題＞
○ 地域住民、行政、事業者が連携・協力して取締りの強化を行う。 ○ 行政、事業者による駐輪場の案内の充実を検討する。

③案内・サイン等の充実

＜自らができること＞
○ 迷っている方への声掛けを行う。
＜周囲に協力を求めること＞
○ 事業者が作る観光マップにもトイレ等の位置を載せると分かりやすい。 ○ トイレ等、施設の位置を載せた地図を住民の方が協力して作り、町内の掲示板に掲示する。（サイズはＡ３程度） ○ 区の助成を活用して町内で案内板を作成する。
＜取組実施に向けての課題＞
○ 施設の整備前に行政、各事業者から区民へ情報提供を行うよう協力の依頼が必要 ○ 案内板の設置場所の検討（内容、場所等）

7 心のバリアフリーの取組

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が重要です。そこで町屋駅・区役所周辺地区では、施設整備の推進と同様に、全体構想の基本方針でもある「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、心のバリアフリーの取組内容については、現在、区の関係各課が実施している各種サービス提供やマナーアップなどの既存事業を活用し、取組内容を区民に広報・周知していきます。

以下に、対応する取組としてのイメージを記載します。

（1）「思いやりの心や互いの人格を尊重する態度」の育成

取組	概要	対応が想定される関係機関･部局
人権教育の推進	教育委員会と各学校では、道徳教育や人権尊重教育を柱に、全教育活動を通して、子供たちに思いやりの心や、互いの人格を尊重する態度を育成しています。	教育委員会 各学校
バリアフリー･ユニバーサルデザイン理念を通じた学習・教育の推進	全教育活動を通じて、ノーマライゼーション理念を基本に「ともに生きる社会」を考え、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方の学習を行い、高齢者や障がい者を思いやり、いたわる気持ちをもつ豊かな人間性を育成します。	

（2）高齢者・障がい者等の移動等に配慮したサービスの提供

取組	概要	対応が想定される関係機関･部局
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進と、高齢者や障がい者の移動手段の確保	高齢者や障がい者の移動手段の確保について、検討します。	福祉部 都市整備部
所在地の周知	既にいずれの施設も利用できる交通機関については、荒川区ホームページに掲載しています。また、老人福祉センター機関紙「つぼみ」にはマップも掲載しています。今後も、交通機関の案内に努めます。	
障がい者に関するシンボルマーク等での分かりやすい掲示	受付や案内所において、来客者への声かけや案内を強化します。また、障がい者に関するシンボルマークをより分かりやすく掲示するとともに、区報等でシンボルマークの普及を図ります。	
視覚障害のある人が自由に歩けるような安全ゾーンの設定	安全ゾーンの設定。ボランティアだけでなく、区民が自然にサポートできる体制づくり、道案内や手助けをします。	
生活関連施設の利便性や経路等についての情報発信や、ソフト面での充実を図る工夫	案内表示について検討します。	
あらかわベビーステーションの設置を依頼	主要鉄道駅に授乳スペースがないので、都市計画課と連携し、事業者に授乳スペースの確保を求めていきます。	子育て支援部

（3）高齢者・障がい者が自立して生活するためのサービスの提供

取組	概要	対応が想定される関係機関･部局
障がいのある人への配慮を重視しつつ、障がいのある人も共に生活し活動できる社会を構築	区民の理解を深めるための啓発･広報活動及び幅広い教育活動など「心のバリアフリー」も含め、ユニバーサルデザインを推進するとともに、日常生活や社会生活を確保できる環境整備を進めます。	福祉部
要介護状態にならないための各事業についての参加促進のための啓発	地域包括支援センターを中心に各関係機関と連携して、とりわけ閉じこもりがちな高齢者の掘り起こしを行い、各種事業への参加を促します。	
区報･ＨＰ等で居宅介護事業や移動支援事業等のサービス情報についての広報	在宅の障がい者に対する居宅介護事業や移動支援事業を区報やＨＰ等で周知します。	
高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備	高齢者の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援について検討します。 単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮した住まいの確保、虐待問題や消費者被害への対応について検討します。	

（4）交通マナーアップの普及、啓発

取組	概要	対応が想定される関係機関･部局
自転車マナーの向上	自転車免許講習会を地域に根ざした活動とし、受講者層の拡大を推進します。	土木部 荒川警察署
路上駐車・違法駐輪防止の推進	放置禁止区域の拡大、啓発指導員の拡充を検討していきます。 撤去活動やキャンペーン等、啓発活動の実施をしていきます。	
交通安全の推進	関係機関と連携した普及啓発活動を実施するとともに、一層効果的な普及啓発活動となるよう検討します。	

（5）施設管理者を中心とした定期的な巡回、指導の強化

取組	概要	対応が想定される関係機関･部局
路上占用防止の推進	区報やＨＰ等でＰＲを行うとともに、道路パトロールの実施等による指導を強化し、関係機関とも連携を図りながら対応していきます。	土木部
道路維持管理体制の強化	職員の巡回による点検を図り、適正管理を行っていきます。	
公衆トイレ利用マナーの向上	「張り紙」の工夫や関係部署にも協力を要請し、マナー向上を目指します。	

第５章　バリアフリー基本構想の実現に向けて

１　事業の継続的な改善による特定事業計画の推進

特定事業計画を推進していくに当たっては、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成（Plan）→事業の実施（Do）→事後評価（Check）→改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

特に、施設整備においては、計画段階からの利用者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、利用者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

また、特定事業計画の進捗管理についても、定期的に関係者が確認しあい、必要に応じて計画の見直しや追加対応などを検討することが重要です。

なお、PDCA サイクルの各工程において各事業者は、当事者意見を十分に反映するよう努めることが重要です。

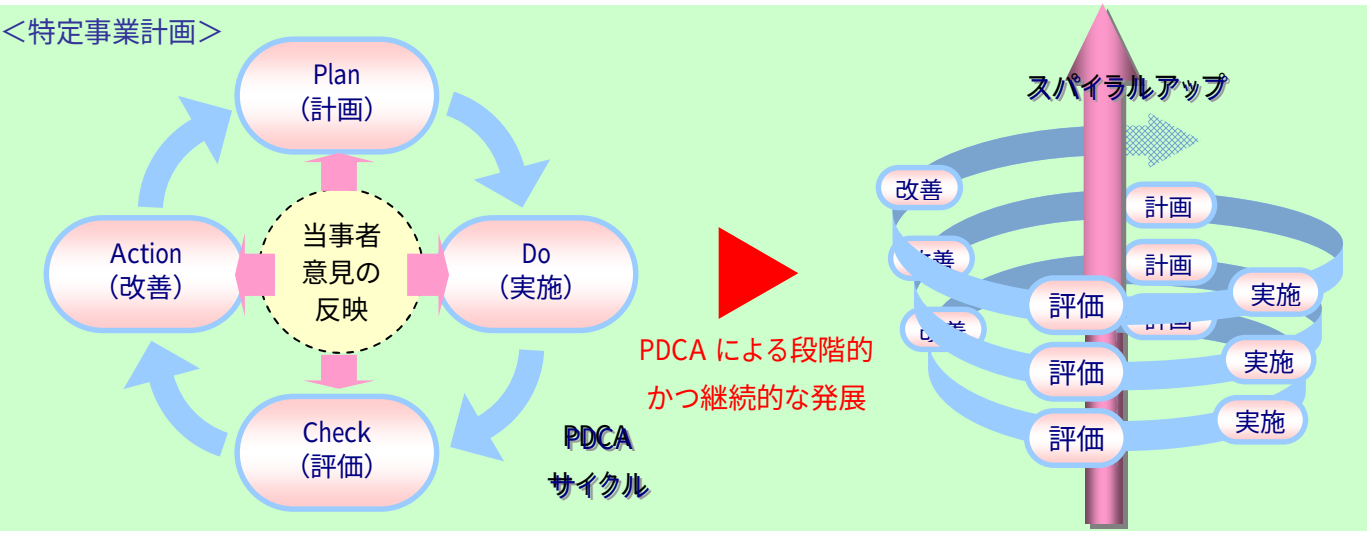

図 5-1　当事者意見を反映した事業の継続的な改善

２　積極的な区民参加の実現

本基本構想の実現に向けては、各事業者、関係行政機関が実施する特定事業及びその他の事業だけでは、地区におけるすべての課題を解決することは困難です。そこで事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題、区民が生活していく上での身近な課題に対しては、「区民自らができること」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること」を検討し、実現していくことが重要です。そうすることにより、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、更には「気付き」の醸成につなげていきます。

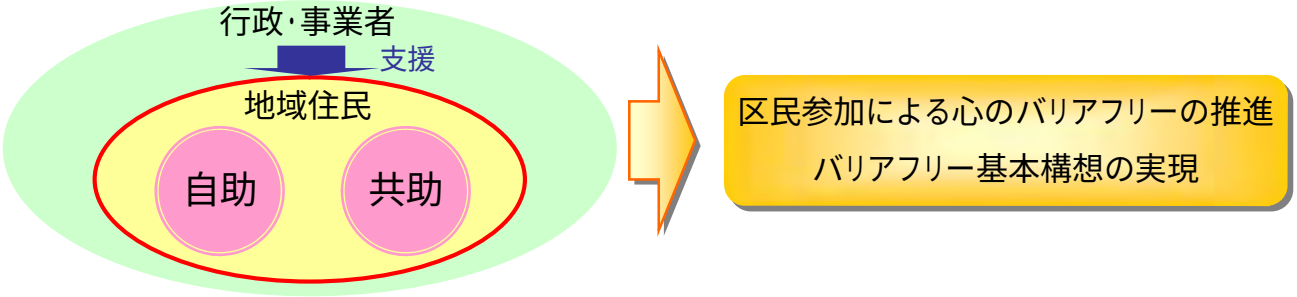

図 5-2　基本構想の実現に向けた区民参加

3 協議会による継続的なモニタリング

本基本構想の策定主体である荒川区の責任として、各事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて助言することが必要です。

そのため、心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な検討の場作りが必要となることから、基本構想の実現に向けた推進体制の確立を目指します。

具体的には、荒川区・関係事業者・区民で構成する基本構想策定協議会を短期（平成 23 年～3 年程度）、中期（平成 23 年～5 年程度）、長期（平成 23 年～10 年程度）的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行うために、推進協議会（仮称）として再編します。この推進協議会は、荒川区全体及び重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリング、さらにはその結果を踏まえて必要となる事業推進のための助言等を関係事業者等に行っていきます。

また、この推進協議会では、区民や利用者からの声を随時反映しながら取組み、区報・ホームページ等で情報を提供していきます。

表 5-1　協議会による特定事業計画の進捗管理スケジュール

年次	荒川区	各事業者
平成 22 年度	○　基本構想策定協議会の実施 ○　基本構想の策定	○　基本構想策定協議会への参画 ○　特定事業計画の策定・提出
平成 25 年度 ＜短期的目標年＞	○　特定事業計画の進捗確認	○　特定事業の進捗を報告
平成 26 年度	○　基本構想推進協議会（仮称）の実施 **⇒特定事業計画の進捗を検証・評価**	○　特定事業計画の見直し・提出
平成 27 年度 ＜中期的目標年＞	○　特定事業計画の進捗確認	○　特定事業の進捗を報告
平成 28 年度	○　基本構想推進協議会（仮称）の実施 **⇒特定事業計画の進捗を検証・評価**	○　特定事業計画の見直し・提出
平成 32 年度 ＜長期的目標年＞	○　特定事業計画の進捗確認	○　特定事業の進捗を報告
平成 33 年度	○　基本構想推進協議会（仮称）の実施 **⇒特定事業計画の進捗を検証・評価** **⇒基本構想の見直し**	○　特定事業計画の見直し・提出

※以降、概ね５年毎に基本構想推進協議会（仮称）を実施し、バリアフリーの推進を図ります。

4 今後の展開

本基本構想を策定した「町屋駅・区役所周辺地区」は、荒川区における四つの重点整備地区の中で最初の策定地区であり、全体構想の基本方針である「心のバリアフリーの推進」を基本とした荒川区におけるバリアフリー整備の考え方を他の 3 地区や重点整備地区周辺へ波及させ、さらには荒川区全体に展開していく上でのモデル地区となります。

今後は、本基本構想の検討プロセスを通じて得られた知見やノウハウを、他の 3 地区に展開し、重点整備地区相互のネットワーク形成を図ります。具体的には、生活関連経路の設定において、重点整備地区周辺との連携を考慮することで、地区周辺へバリアフリー化を波及させ、荒川区全体のバリアフリー化につなげていきます。

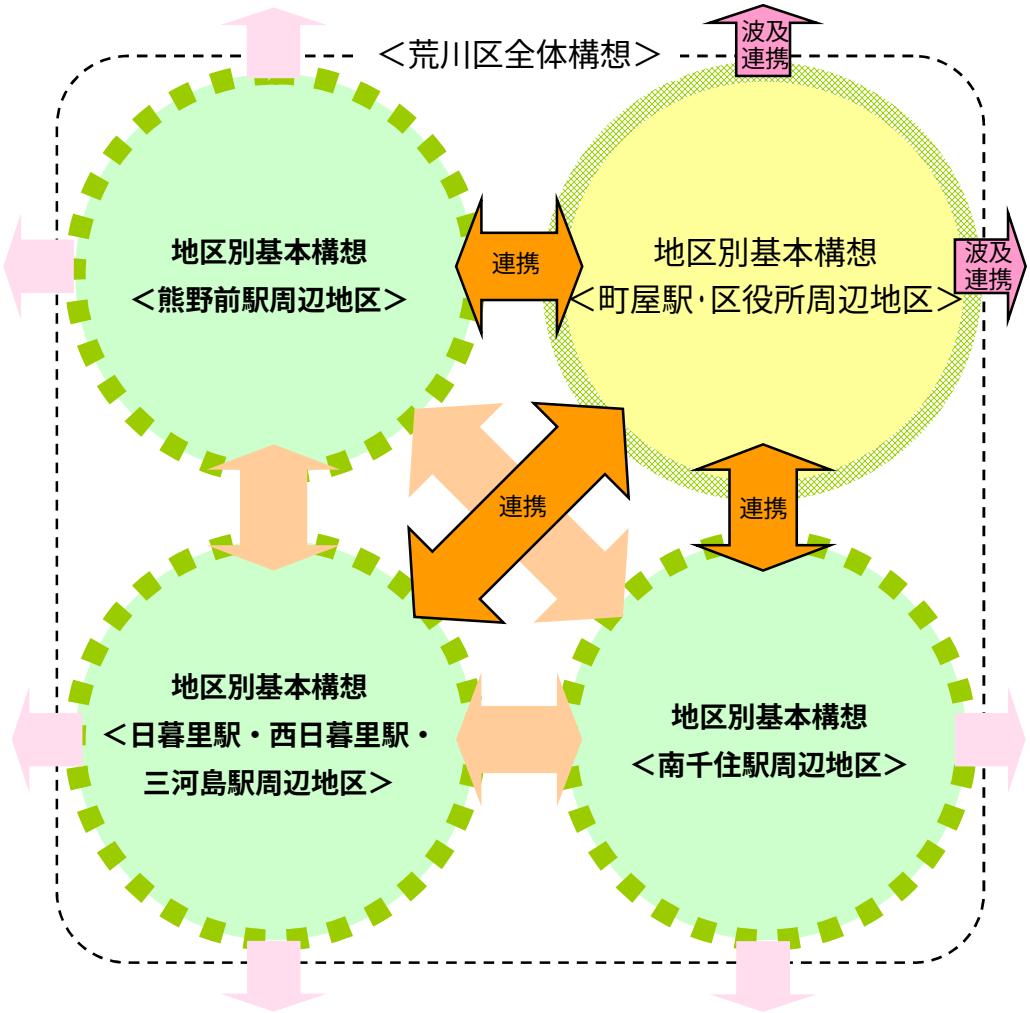

図 5-3　荒川区全体へのバリアフリー化波及イメージ

＜参考資料＞

１　バリアフリー新法の法文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　高齢者、障害者等　高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二　移動等円滑化　高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三　施設設置管理者　公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四　公共交通事業者等　次に掲げる者をいう。

イ　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）

ロ　軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第２３号ハにおいて同じ。）

ハ　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ　自動車ターミナル法（昭和３４年法律第１３６号）によるバスターミナル事業を営む者

ホ　海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者

ヘ　航空法（昭和２７年法律第２３１号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）

ト　イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

五　旅客施設　次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

イ　鉄道事業法による鉄道施設

ロ　軌道法による軌道施設

ハ　自動車ターミナル法によるバスターミナル

ニ　海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）

ホ　航空旅客ターミナル施設

六　特定旅客施設　旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。

七　車両等　公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第５条第１項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。

八　道路管理者　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項に規定する道路管理者をいう。

九　特定道路　移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。

十　路外駐車場管理者等　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）第１２条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第２項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十一　特定路外駐車場　駐車場法第２条第二号に規定する路外駐車場（道路法第２条第２項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第２項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十二　公園管理者等　都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三　特定公園施設　移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

十四　建築主等　建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五　建築物　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第一号に規定する建築物をいう。

十六　特定建築物　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七　特別特定建築物　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八　建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

十九　建築　建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。

二十　所管行政庁　建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第９７条の２第１項又は第９７条の３第１項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一　重点整備地区　次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ　生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下

同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ　生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ　当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

二十二　特定事業　公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

二十三　公共交通特定事業　次に掲げる事業をいう。

イ　特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ　イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ　特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

二十四　道路特定事業　次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ　歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ　歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五　路外駐車場特定事業　特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六　都市公園特定事業　都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七　建築物特定事業　次に掲げる事業をいう。

イ　特別特定建築物（第１４条第３項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ　特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八　交通安全特定事業　次に掲げる事業をいう。

イ　高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第３６条第２項において「信号機等」という。）の同法第４条第１項の規定による設置に関する事業

ロ　違法駐車行為（道路交通法第５１条の２第１項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第２章　基本方針等

（基本方針）

第３条　主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三　第２５条第１項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ　重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ　重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ　生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ　ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四　移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

３　主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第６条　施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第７条　国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第３章　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第８条　公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

３　公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

５　公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第９条　主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

２　公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第１項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第１項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第１項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第２項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

第１０条　道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

３　道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

４　新設特定道路についての道路法第３３条第１項及び第３６条第２項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成

１８年法律第９１号）第２条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第３３条第１項中「同条第１項」とあるのは「前条第１項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第１１条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前２項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

４　路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第５３条第２項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第１２条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市、同法第２５２条の２２第１項の中核市及び同法第２５２条の２６の３第１項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第１２条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

３　知事等は、前条第１項から第３項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第１３条　公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第５条第１項の規定による許可の申請があった場合には、同法第４条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

３　公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

４　公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）
第１４条　建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
２　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前２項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第１項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
４　前３項の規定は、建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定とみなす。
５　建築主等（第１項から第３項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第１７条第３項第１号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）
第１５条　所管行政庁は、前条第１項から第３項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第１項から第３項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
３　所管行政庁は、前条第５項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）
第１６条　建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第１項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　所管行政庁は、特定建築物について前２項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）
第１７条　建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
２　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　特定建築物の位置
二　特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
三　計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
四　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
五　その他主務省令で定める事項
３　所管行政庁は、第１項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
一　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
二　前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
４　前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。第７項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第６条第１項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。
５　前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
６　建築基準法第１８条第３項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第１４条第１項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
７　所管行政庁が、適合通知を受けて第３項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第６条第１項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
８　建築基準法第１２条第７項、第９３条及び第９３条の２の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）
第１８条　前条第３項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
２　前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）
第１９条　建築基準法第５２条第１項、第２項、第７項、第１２項及び第１４項、第５７条の２第３項第二号、第５７条の３第２項、第５９条第１項及び第３項、第５９条の２第１項、第６０条第１項、第６０条の２第１項及び第４項、第６８条の３第１項、第６８条の４、第６８条の５（第一号イを除く。）、第６８条の５の２第１項（第一号ロを除く。）、第６８条の５の３（第一号ロを除く。）、第６８条の５の４第１項第一号ロ、第６８条の８、第６８条の９第１項、第８６条第３項及び第４項、第８６条の２第２項及び第３項、第８６条の５第３項並びに第８６条の６第１項に規定する建築物の容積率（同法第５９条第１項、第６０条の２第１項及び第６

８条の９第１項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第５２条第３項及び第６項に定めるもののほか、第１７条第３項の認定を受けた計画（前条第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第２１条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

第２０条　認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第１７条第３項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第２１条　所管行政庁は、認定建築主等が第１７条第３項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

第２２条　所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第１７条第３項の認定を取り消すことができる。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

第２３条　この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第２７条第１項、第６１条及び第６２条第１項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第２条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。

一　エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二　エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

２　建築基準法第９３条第１項本文及び第２項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

第２４条　建築物特定施設（建築基準法第５２条第６項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第１４項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第４章　重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

（移動等円滑化基本構想）

第２５条　市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第５項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

２　基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二　重点整備地区の位置及び区域

三　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四　生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

五　前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

３　市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。

４　基本構想には、道路法第１２条ただし書及び第１５条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和３９年法律第１６３号。以下「昭和３９年道路法改正法」という。）附則第３項の規定にかかわらず、国道（道路法第３条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第３条第三号の都道府県道をいう。第３２条第１項において同じ。）（道路法第１２条ただし書及び第１５条並びに昭和３９年道路法改正法附則第３項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第１７条第１項又は第２項の規定により同条第１項の指定市又は同条第２項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第３２条において同じ。）を定めることができる。

５　第１項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第１８条の２の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第２条第４項の基本構想に即したものでなければならない。

６　市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

７　市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第１項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

８　市町村は、次条第１項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出

するよう求めることができる。
９　前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
10　市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
11　主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
12　第６項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

（協議会）
第２６条　基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
２　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
一　基本構想を作成しようとする市町村
二　関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
三　高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
３　第１項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
４　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
５　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
６　前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
（基本構想の作成等の提案）
第２７条　次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。
一　施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
二　高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
２　前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）
第２８条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。
２　公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
二　公共交通特定事業の内容
三　公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
四　その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
３　公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

４　公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
５　前２項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）
第２９条　公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
２　主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第２項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
３　前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
４　第２項の規定は、前項の認定について準用する。
５　主務大臣は、第２項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第３項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）
第３０条　地方公共団体が、前条第２項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第５条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）
第３１条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
２　道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
３　道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　道路特定事業を実施する道路の区間
二　前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
三　その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
４　道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
５　道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第２０条第１項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第２３条第１項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
６　道路管理者は、道路特定事業計画を定めた

ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
７　前３項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）
第３２条　第２５条第４項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第１７条第１項の指定市を除く。以下この条及び第５５条から第５７条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第１項、同法第１２条ただし書及び第１５条並びに昭和３９年道路法改正法附則第３項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
２　前条第２項から第７項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第４項から第６項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第１項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
３　市町村は、第１項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
４　市町村は、第１項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
５　市町村は、第１項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
６　市町村が第１項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
７　前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
８　前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）の規定の適用については、同法第２条第３項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）
第３３条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。
２　路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
二　路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
三　その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
３　路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
４　路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなけれ

ばならない。
５　前２項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）
第３４条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第５条第１項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。
２　都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　都市公園特定事業を実施する都市公園
二　都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
三　その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
３　公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
４　公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第５条の２第１項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
５　公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
６　前３項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（建築物特定事業の実施）
第３５条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
２　建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　建築物特定事業を実施する特定建築物
二　建築物特定事業の内容
三　建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
四　その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
３　建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
４　建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
５　建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
６　前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（交通安全特定事業の実施）
第３６条　第２５条第１項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
２　前項の交通安全特定事業（第２条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
３　交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　交通安全特定事業を実施する道路の区間
二　前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
三　その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
４　公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
５　公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
６　前２項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）
第３７条　国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）
第３８条　市町村は、第２８条第１項の公共交通特定事業、第３３条第１項の路外駐車場特定事業、第３４条第１項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第３５条第１項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
２　市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあっては主務大臣、路外駐車場特定事業にあっては知事等、都市公園特定事業にあっては公園管理者、建築物特定事業にあっては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
３　主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第１項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
４　主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第９条第３項、第１２条第３項及び第１５条第１項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第３９条　基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第３条第４項、第３条の２又は第３条の３の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第２条第５項に規定する公共施設を除き、基本構想において第２５条第２項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

２　土地区画整理法第１０４条第１１項及び第１０８条第１項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第１項中「第３条第４項若しくは第５項」とあるのは、「第３条第４項」と読み替えるものとする。

３　施行者は、第１項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第１０３条第４項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第１０９条第２項の規定は、この場合について準用する。

４　土地区画整理法第８５条第５項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

５　第１項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第１２３条、第１２６条、第１２７条の２及び第１２９条の規定の適用については、同項から第３項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

第４０条　地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第５章　移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第４１条　重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第９８条第１項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号。第４５条第２項において「大都市住宅等供給法」という。）第８３条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第９８条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

２　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置

二　次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三　移動等円滑化経路協定の有効期間

四　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

３　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第４２条　市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から２週間関係人の縦覧に供さなければならない。

２　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第４３条　市町村長は、第４１条第３項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第４１条第２項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

２　建築主事を置かない市町村の市町村長は、第４１条第２項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第３項の認可をしようとするときは、前条第２項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

３　市町村長は、第４１条第３項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）
第４４条　移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
２　前２条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）
第４５条　移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第９８条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
２　移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第９８条第１項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第８６条第１項の換地計画又は大都市住宅等供給法第７２条第１項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第９１条第３項（大都市住宅等供給法第８２条第１項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第１０３条第４項（大都市住宅等供給法第８３条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
３　前２項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
４　第４３条第３項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第１項又は第２項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）
第４６条　第４３条第３項（第４４条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第４１条第１項又は第４４条第１項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）
第４７条　移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第９８条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）

で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第４３条第３項（第４４条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。
２　第４３条第３項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。
３　移動等円滑化経路協定は、第１項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第９８条第１項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第４３条第３項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）
第４８条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第４１条第３項又は第４４条第１項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）
第４９条　土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第４１条第１項、第４４条第１項、第４７条第１項及び前条第１項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）
第５０条　重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。
２　市町村長は、前項の認可の申請が第４３条第１項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
３　第４３条第２項及び第３項の規定は、第１項の認可について準用する。
４　第１項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して３年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に２以上の土地所有者等が存することになった時から、第４３条第３項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）
第５１条　移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第６章　雑則

（資金の確保等）

第５２条　国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

２　国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第５３条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

３　所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

４　所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

５　第１項から第３項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

６　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第５４条　第３条第１項、第３項及び第４項における主務大臣は、同条第２項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

２　第９条、第２４条、第２９条第１項、第２項(同条第４項において準用する場合を含む。)、第３項及び第５項、第３２条第３項、第３８条第２項、前条第１項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第２５条第１０項及び第１１項（これらの規定を同条第１２項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

３　この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第３０条における主務省令は、総務省令とし、第３６条第２項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

４　この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第５５条　市町村が第３２条第５項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

（事務の区分）
第５６条　第３２条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第２条第９項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）
第５７条　第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）
第５８条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第７章　罰則

第５９条　第９条第３項、第１２条第３項又は第１５条第１項の規定による命令に違反した者は、３００万円以下の罰金に処する。
第６０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１００万円以下の罰金に処する。
一　第９条第２項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第３８条第４項の規定による命令に違反した者
三　第５３条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第６１条　第１２条第１項又は第２項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５０万円以下の罰金に処する。
第６２条　次の各号のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。
一　第２０条第２項の規定に違反して、表示を付した者
二　第５３条第３項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第６３条　次の各号のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金に処する。
一　第５３条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二　第５３条第４項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第６４条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第５９条から前条までの違

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）
第２条　次に掲げる法律は、廃止する。
一　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成６年法律第４４号）
二　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成１２年法律第６８号）

（道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置）
第３条　この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第１０条第１項、第１１条第１項及び第１３条第１項の規定は、適用しない。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第４条　附則第２条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。
２　この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第１４条第１項から第３項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
３　この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第１４条第１項の規定は適用せず、なお従前の例による。
４　第１５条の規定は、この法律の施行後（第２項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第５条　附則第２条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第６条第１項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第７条第１項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第１０条第１項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第１１条第１項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第２５条第１項の規定により作成された基本構想、第２８条第１項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第３１条第１項の規定により作成された道路特定事業計画及び第３６条第１項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。
２　旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第６条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第７条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第８条　地方自治法の一部を次のように改正する。
　別表第一に次のように加える。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）
　第３２条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）

（地方税法の一部改正）
第９条　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部を次のように改正する。
第７３条の６第３項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成１２年法律第６８号）第１３条第２項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第３９条第２項」に改める。
附則第１１条第１６項及び第１５条第４１項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第８条第２項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２９条第２項」に、「第７条第１項」を「第２８条第１項」に、「第２条第９項」を「第２条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第２条第３項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）
第１０条　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）の一部を次のように改正する。
第１４条の２第２項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成６年法律第４４号）第８条に規定する計画に係る同法第２条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第１７条第３項の認定を受けた計画（同法第１８条第１項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第２条第十七号」に改める。
第３３条の３第１項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成１２年法律第６８号）第１３条第１項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第３９条第１項」に改める。
第３４条の２第２項第１９号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第１３条第１項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第３９条第１項」に、「高齢者等移動円滑化法第１３条第１項」を「高齢者移動等円滑化法第３９条第１項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第２条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第２条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。）又は公共用施設（高齢者移動等円滑化法第３９条第１項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設を

いう。)」に改める。
第４７条の２第３項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第８条に規定する計画に係る同法第２条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１７条第３項の認定を受けた計画（同法第１８条第１項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第２条第１７号」に改める。
第６５条第１項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第１３条第１項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第３９条第１項」に改める。
第６５条の４第１項第１９号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第１３条第１項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第３９条第１項」に、「高齢者等移動円滑化法第１３条第１項」を「高齢者移動等円滑化法第３９条第１項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第２条第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第２条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)又は公共用施設（高齢者移動等円滑化法第３９条第１項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)」に改める。

（身体障害者補助犬法の一部改正）
第１１条　身体障害者補助犬法（平成１４年法律第４９号）の一部を次のように改正する。
第８条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成１２年法律第６８号）第２条第３項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号）第２条第四号」に改め、「及び道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第２条第４項」を「同条第五号」に改める。

２　移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十八年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

１　移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

２　移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として

用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

（１）旅客施設

①　鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、視覚障害者の転落を防止するための設備として非常に効果が高く、その整備を進めていくことが重要である。そのため、車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題について総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する。

②　バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③　旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である旅客船ターミナルについては、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④　航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成三十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

（２）車両等

①　鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約七十パーセントに当たる約三万六千四百両について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

②　バス車両

総車両数約六万台からバス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約七十パーセントに当たる約三万五千台について、平成三十二年度までに、ノンステップバスとする。適用除外認定車両については、平成三十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

③　タクシー車両

平成三十二年度までに、約二万八千台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入する。

④　船舶

総隻数約八百隻のうち約五十パーセントに当たる約四百隻について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、平成三十二年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑤　航空機

総機数約五百三十機のうち約九十パーセントに当たる約四百八十機について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

（３）道路

原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する全ての道路について、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

（４）都市公園

①　園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。

②　駐車場

駐車場の設置された都市公園の約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。

③　便所

便所の設置された都市公園の約四十五パーセントについて、平成三十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。

（５）路外駐車場

特定路外駐車場の約七十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

（６）建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約六十パーセントについて、平成三十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

（７）信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成三十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整

備、適切な情報の提供並びに職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、１から３までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあっては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。

また、施設設置管理者は、施設及び車両等の整備に当たっては、移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくこと、高齢者、障害者等が障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意すること、高齢者、障害者等の意見を反映させるために可能な限り計画策定等への参画を得ること等必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

１　施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等、一定の道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ　高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ　便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。

ハ　車両等にあっては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ　旅客施設及び車両等にあっては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

２　適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切

に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又は適切な色の組合せを用いて見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること、その他図記号又は平仮名による表示の併記等を行うこと等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報について事前に把握できるよう、施設及び設備等に関する情報についてインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

３　職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要であることに鑑み、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

そのため、施設設置管理者は、高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備及び計画的な研修の実施等をＰＤＣＡサイクルとして実施することにより、職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。なお、その過程において、高齢者、障害者等の参画を得ることが望ましい。

三　基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

１　重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

（１）重点整備地区における移動等円滑化の意義

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要である。そのため、基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

（２）基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

①　市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

②　基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者は基本構想の作成に積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③　地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解

及び協力が重要である。

（３）基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

①　目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

②　都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③　地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④　地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤　各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者、自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。）の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥　高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、

精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えることが求められる。

⑦　段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが望まれる。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想については、法の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

２　重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

（１）重点整備地区の要件

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができることとされている。また、重点整備地区の区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

①　「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性に鑑み、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが引き続き特に求められること、及び特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき当該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必要がある。

②　「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実

施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

③　「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である。

（２）留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

①　重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

②　複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって移動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態に鑑み適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求めることが重要である。

③　重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

３　生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

（１）生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、２（１）に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

（２）生活関連経路

生活関連経路についても（１）同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付け

ることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

（３）移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等基本構想を見直し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

４　生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

（１）特定事業

特定事業としては、公共交通特定事業、道路特定事業に加え、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、法第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在することから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

（２）その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

（３）留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘

案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

５　４に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

（１）土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される４に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況並びに生活関連施設及び生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

①　具体的事業の内容

４に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

②　記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

（２）自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

（３）その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

①　推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

②　事業推進上の留意点

イ　地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ　積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置

を講ずるよう努めることが必要である。

ハ　特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

二　基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ　基本構想作成後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想作成後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ　高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③　その他基本構想の作成及び事業の実施に当たっての留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項についても基本構想に記載することが望ましい。

四　移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

１　国の責務及び講ずべき措置

（１）国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

（２）設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、新たな設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び情報通信技術等の研

究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

２　地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、１に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

３　施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

４　国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

３　用語解説

本基本構想の文中で用いられているもの及び特に説明が必要と考えられる用語についての解説を示します。

あ行

［荒川区障がい者プラン］
「誰もが幸せを実感できる福祉のまち『あらかわ』～互いに支え合い、その人らしく安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念としてさまざまな障がい者施策を展開しています。平成 19 年３月に「荒川区障がい者プラン」を策定。（出典：荒川区障がい者プラン）

［荒川区高齢者プラン］
荒川区高齢者プランは、区民の皆さんが生涯にわたって、心身ともに健康で過ごせるまち、また、高齢者等を含め誰もが安心して暮らせる地域社会を目指す「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて定めたもの。平成 21 年３月に「第４期荒川区高齢者プラン」を策定。（出典：第４期荒川区高齢者プラン）

［荒川区都市計画マスタープラン］
都市計画マスタープランとは都市計画に関する基本的・総合的・長期的計画であり、都市計画法第１８条の２に定める「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。荒川区においては平成 21 年３月に「水とみどりと心ふれあう街あらかわ（荒川区都市計画マスタープラン）」として策定された。（出典：荒川区都市計画マスタープラン）

［移動等円滑化基準］
バリアフリー新法施行に伴い主務政省令で定められた、旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関する基準。従来の「移動円滑化基準」から改訂・拡充されたもの。（出典：バリアフリー新法 第８条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条）

［移動等円滑化経路協定］
基本構想に位置付けられた重点整備地区内の土地の所有者等は、当該地区における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする。（出典：バリアフリー新法 第 41 条）

［一般交通用施設］
道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設。（出典：バリアフリー新法 第２条二十一 ロ）

か行

［交通バリアフリー法］
「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 15 日制定）の略称。高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、Ⅰ. 鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する。Ⅱ. 鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。ことを目的とする。バリアフリー新法の施行に伴い、ハートビル法と統合・拡充された。（出典：国土交通省ＨＰ　交通バリアフリー法の趣旨）

さ行

［視覚障害者誘導用ブロック］
視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設。（出典：国土交通省道路局ＨＰ）

［重点整備地区］
次に掲げる要件に該当する地区をいう。
イ　生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
ロ　生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
ハ　当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
バリアフリー新法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。
（出典：バリアフリー新法 第２条二十一）

［生活関連施設］
高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。（出典：バリアフリー新法 第２条二十一 イ）

［生活関連経路］
生活関連施設相互間の経路。（出典：バリアフリー新法 第２条二十一 ロ）

た行

［特定公園施設］
移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設。（出典：バリアフリー新法 第２条十三）

［特定事業計画］
バリアフリー新法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業等がある。（出典：バリアフリー新法 第 28 条、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条）

［特定路外駐車場］
駐車場法第２条第二号に規定する路外駐車場（道路法第２条第２項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第２項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの。（出典：バリアフリー新法 第２条十一）

［特定旅客施設］
旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するもの。政令では１日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であること又は相当数の高齢者や障害のある人等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設のこと。（出典：バリアフリー新法 第２条六）

［特定建築物］
学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。（出典：バリアフリー新法 第２条十六）

［特別特定建築物］
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの。政令では、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物として、盲学校、聾学校、養護学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、

税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊　等があげられている。（出典：バリアフリー新法 第２条十七）

な行

［ノーマライゼーション］
障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。（出典：内閣府「障害者基本計画」）

は行

［ハートビル法］
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（平成６年）の略称。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成 15 年４月１日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー新法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合・拡充された。（出典：ハートビル法）

［パブリックコメント(=意見公募手続)］
行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するものです。これは平成１７年６月の行政手続法の改正により新設された手続。（出典：総務省ＨＰ）

［バリアフリー新法］
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年 12 月 20 日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。（出典：バリアフリー新法）

ら行

［路外駐車場］
道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。（出典：駐車場法 第２条）

わ行

［ワークショップ］
本来は「仕事場，作業場」の意味だが、最近では、価値観の違う人々が集まって、コミュニティの諸問題をお互いに協力して解決するために、アイデアを出しあい意志決定をする集まりを指す言葉として使われている。特に行政への市民参加を促進するために取り入れられることが多くなっている。通常の会議と異なり、あるテーマに沿って進行役（ファシリテイター）が、ゲームやグループディスカッションなど様々な手法を用い、参加者が自由に意見を言いやすいように工夫されていることや形式張っていないことなどが特徴。（出典：国土交通省関東運輸局 関東交通プラン HP）

＜町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会　委員名簿（敬称略）＞

No.	区　　分		委員氏名及び所属	
			所　　属	協議会委員名
1	学識経験者		日本大学理工学部社会交通工学科　教授	藤　井　敬　宏（会長）
2			首都大学東京健康福祉学部作業療法学科　准教授	橋　本　美　芽（副会長）
3	区民	関係団体	荒川区身体障害者更生会	後　藤　英　一
4			荒川区聴覚障害者協会	星　野　政　巳
5			荒川区視力障害者福祉協会	高　橋　悦　子
6			荒川のぞみの会	大　沼　弘　子
7			荒川区子育て支援モニター	福　島　早　苗
8			NPO 法人 荒川区高年者クラブ連合会	長谷川　敏　男
9			荒川東部町会連合会会長	志　賀　信　忠
10			荒川西部町会連合会会長	須　藤　昌　彦
11			町屋町会連合会会長	小松﨑　要　三
12			荒川区商店街連合会副会長	利根川　昌　弘
13	関係機関	国	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長	井　端　直　行
14		東京都	都市整備局都市基盤部交通企画課長	安　部　文　洋
15	交通事業者	鉄道	東京都交通局建設工務部計画改良課長	両　角　幸　範
16			東京地下鉄㈱鉄道本部鉄道統括部渉外・工事調整担当課長	安　達　光　成
17			京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部計画担当課長	井　上　賢　一
18		バス	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	新　山　富弥雄
19			京成バス㈱営業部次長	会　沢　　努
20	施設管理者 道路・公園等	東京都	東京都建設局第六建設事務所補修課長	尾　上　　靖
21		荒川区	土木部土木管理課長	佐久間　勇　一
22			土木部道路課長	伊　藤　勝　弘
23			土木部公園緑地課長	川　原　宏　一
24	交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	山　本　忠　吉
25	執行機関	荒川区	総務企画部長	北　川　嘉　昭
26			管理部長	佐　藤　安　夫
27			福祉部長	和　気　　剛
28			福祉部福祉推進課長	古　瀬　清　美
29			都市整備部長	倉　門　　彰
30			都市整備部建築課長	高　木　正　人
31			土木部長	緒　方　　清
事務局		荒川区	都市整備担当部長都市計画課長事務取扱	菊　池　秀　明
			都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田　中　仁　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	長　野　博　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	柳　沢　泰　隆

＜町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想庁内検討委員会　委員名簿（敬称略）＞

No.	所　　属	
1	都市整備部長	検討会委員長
2	総務企画部	企画担当課長
3	管理部	経理課長
4		営繕課長
5	区民生活部	区民課長
6		地域振興課長
7		防災課長
8	産業経済部	産業振興課長
9	環境清掃部	環境課長
10	福祉部	福祉推進課長
11		高齢者福祉課長
12		障害者福祉課長
13	健康部	生活衛生課長
14	子育て支援部	子育て支援課長
15	都市整備部	都市計画課長
16		住環境整備課長
17		再開発課長
18		建築課長
19	土木部	土木管理課長
20		道路課長
21		公園緑地課長
22	教育委員会事務局	教育総務課長
23		教育施設課長

＜町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会　住民部会　委員名簿（敬称略）＞

No.	区分		委員氏名及び所属	
			所属	委員名
1	学識経験者		首都大学東京健康福祉学部作業療法学科　准教授	橋本美芽
2			首都大学東京健康福祉学部作業療法学科　助教	石橋　裕
3	区民	関係団体	荒川やさしい街づくりの会	後藤俊子
4				賀島妙子
5				洞井満弘
6				林　修一
7				高見和幸
8			荒川区子育て支援モニター	細井博文
9				細井香代子
10			荒川区視覚障害者福祉協会	高橋悦子
11				長島　清
12			荒川のぞみの会	大沼弘子
13				伏田玲子
14			高年者クラブ連合会	長谷川敏男
15				高橋靖治
16			荒川区聴覚障害者協会	星野勝彦
17				宮下利雄
18			手をつなぐ親の会	二瓶峰子
19				藤沼折枝
20			身障児父母の会	本間文子
21			荒川腎友会	安藤　巴
22			あふネット	川口仁志
23				細江奈音
24			荒川中央町会会長	高安武文
25			新堀町会会長	須藤昌彦
26			荒川親交会会長	前森英世
27			荒川七丁目北町会会長	今井　完
1	オブザーバー	荒川区	土木部 土木管理課 管理調整係長	西内正明
2			土木部 土木管理課 道路占用係長	山本啓之
3			土木部 道路課 工務係長	村山洋典
4			土木部 道路課 事業計画係主任	三浦　亮
5			土木部 公園緑地課 公園建設係主任	新井　豊
6			都市整備部 都市計画課 都市計画担当係長	菊嶋信一
7			都市整備部 都市計画課 都市計画担当係長	永澤慎二
8			都市整備部 都市計画課 都市計画担当係長	能見和哉
9			都市整備部 都市計画課 都市計画担当主任	宇都山智幸
10	事務局		都市整備担当部長 都市計画課長事務取扱	菊池秀明
11			都市整備部 都市計画課 施設計画担当係長	田中仁一
12			都市整備部 都市計画課 施設計画担当	長野博一
13			都市整備部 都市計画課 施設計画担当	柳沢泰隆

＜町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会　事業者部会　委員名簿（敬称略）＞

No.	区　　分		委員氏名及び所属	
			所　　属	委員名
1	部会長	荒川区	都市整備部長	倉　門　　彰
2	副部会長		都市整備担当部長都市計画課長事務取扱	菊　池　秀　明
3	交通事業者	鉄道	東京都交通局建設工務部計画改良課長	両　角　幸　範
4			東京地下鉄㈱鉄道本部鉄道統括部渉外・工事調整担当課長	安　達　光　成
5			京成電鉄㈱鉄道本部計画管理部計画担当課長	井　上　賢　一
6		バス	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	新　山　富弥雄
7			京成バス㈱営業部次長	会　沢　　努
8	施設管理者 道路・公園等	東京都	東京都建設局第六建設事務所補修課長	尾　上　　靖
9		荒川区	土木部土木管理課長	佐久間　勇　一
10			土木部道路課長	伊　藤　勝　弘
11			土木部公園緑地課長	川　原　宏　一
12	交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	山　本　忠　吉
事務局		荒川区	都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田　中　仁　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	長　野　博　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	柳　沢　泰　隆

＜町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会　行政部会　委員名簿（敬称略）＞

No.	区　　分		委員氏名及び所属	
			所　　属	委員名
1	部会長	荒川区	都市整備部長	倉　門　　彰
2	副部会長		都市整備担当部長都市計画課長事務取扱	菊　池　秀　明
3	関係行政機関	国	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長	井　端　直　行
4		東京都	都市整備局都市基盤部交通企画課長	安　部　文　洋
5	交通管理者	警視庁	荒川警察署交通課長	山　本　忠　吉
6	オブザーバー	台東区	台東区都市づくり部地区整備課長	望　月　　昇
7	荒川区関係各課		総務企画部企画担当課長	小　林　直　彦
8			管理部参事経理課長事務取扱	青　山　敏　郎
9			福祉部福祉推進課長	古　瀬　清　美
10			福祉部高齢者福祉課長	大　内　和　彦
11			福祉部障害者福祉課長	山　形　　実
12			都市整備部建築課長	高　木　正　人
13			土木部土木管理課長	佐久間　勇　一
14			土木部道路課長	伊　藤　勝　弘
15			土木部公園緑地課長	川　原　宏　一
事務局		荒川区	都市整備部都市計画課施設計画担当係長	田　中　仁　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	長　野　博　一
			都市整備部都市計画課施設計画担当	柳　沢　泰　隆

平成 23 年３月発行

町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想

編集・発行　　荒川区都市整備部都市計画課

〒116-8501　荒川区荒川２－２－３

電話　０３（３８０２）３１１１（代表）